

民族共同体と法 (二)

—NATIONALSOZIALISMUS あるいは「法」なき支配体制—

南 利 明

はじめに

第一章 民族共同体の建設——「あらゆるドイツ人、一人一人をわれわれの理想に合致した鑄型に入れて鑄直す」

一 戦いの第二段階

- (一) 民族の内面的墮落
- (二) 民族とは何か
- (三) ドイツ民族統一のための戦い

二 運命共同体の建設 I

- (一) ナチズムとは「世界観」である
- (二) 課題としての民族の精神的意思的統一の再建
- (三) 共同世界の溶解作業とグライヒシャルトゥング (『法経研究』三七卷二号)
- (四) 党による全体教育
- (五) 青少年に対する教育 (以上本号)

(四) 党による全体教育

「大衆的アピールが大きな反応をひきおこすのは、社会的原子化の表現であり、それ故大衆的なシンボルや指導者をどの程度容易に受け入れるかは、主として社会的絆の強さにかかっている。」⁽¹⁾このコーンハウザーの言葉の中にナチスの溶解作業の秘密がすべて語られていると⁽²⁾いって過言ではない。グライヒシャルトウングは、自発性に依拠する本来の意味での共同体的な人間関係の故に、ナチズムとは異質な「常識」が機能し、その結果ナチズムの世界観の浸透を妨げうる「枠組み」を完全に破壊し、精神的にも社会的にも一種の「真空状態」を作りだすことによって一応の完成をみることになる。⁽²⁾しかし、ナチス革命の第二段階の目的が、ドイツ民族全体を「一つの意思、一つの決意をもち、共通の目標のため喜んで自らを犠牲にする覚悟を備えた世界観の兵士」へと作り変える「精神の革命」、つまり「世界観の改鑄」にあった限り、グライヒシャルトウングはいわば「組織の改鑄」としてあくまで予備的な作業でしかなかった。事実、新たに形成された団体、たとえばドイツ労働戦線、ライヒドイツ官吏団、ナチス教員連盟、ナチス法曹連盟、ナチス医師連盟、ヒトラーユーゲント等、それらはいずれもその構成員の教育を通して世界観の改鑄に寄与すべき任務をもつものと位置づけられたのである。「あらゆるこれらの組織の課題は」とランマースはいう、「いうまでもなくとりわけ次の点にある。即ち、その構成員の生活態度、職務行為をナチズムの世界観の諸原則にもとづいて整序し、かつこうした方法でもって、党がすべてのドイツ人に対し実施しなければならない巨大な教育活動を促進し補充することにある。」⁽³⁾

この指摘からも明らかのように、第三ライヒにおける「教育」は、何も学校という場における青少年教育に限られるものではなかった。一九三七年一月三〇日、恒例となったライヒスタークでの演説の中でヒトラーもまた、ナチスのいう教育が「生涯教育」としての「全体教育」であることを明らかにしている、「ナチズム運動は国家に対しわが民族教育のための指針を与えた。この教育はある一定の年令とともに始まり、一定の年令で終わるといったものではない。ナチズム革

命は共同体によるこの教育に、一定の課題を与えたのであり、それはとりわけ年令とは無関係である。即ち、各人に対する教育は決して終わりのあるものではない。⁽⁴⁾一九三八年一月二日、ライヒェンベルクでのクライスライターを前にした身内の会合において、ヒトラーは、こうした意図をより露骨な言い回しで表明している、「青少年少女たちは一〇才でわれわれの組織に入り、そこではじめて新鮮な空気を吸う。その四年後、ユングフォルクからヒトラーユーゲントにやってくる」と再びわれわれは彼らを四年間そこにに入れて教育する。そうなれば、いよいよ彼らを古くさい階級・階層製造者どもの手になんぞ渡しはしない。われわれは彼らをただちに党、労働戦線、S A、S S、ナチス自動車隊等に入れるのだ。そこに二年か一年半いて、いまだ完全なナチス主義者になりきれない場合には、労働奉仕隊に送り込む。そこで彼らは六カ月から七カ月の間しごかれることになる。その後もなお階級意識や身分妄想が残っているようであれば、今度は二年間国防軍が治療を引きうける。そして二年から四年後戻ってくれば、二度と再発しないように、ただちにS AやS Sに送りこもう。そうすれば彼らは一生涯もはや自由ではなくなるのだ。⁽⁵⁾たしかにそれは、「子供の時に始まって、運動の老戦士となって終わる」文字通りの生涯教育であった。一九三五年の党大会、ヒトラーユーゲントの政治集会において、ヒトラーは五万人をこえる青少年を前に彼らを待ちうける新たな教育への覚悟を求めた、「将来、青少年は一つの学校を終えればさらに次の学校へと引き上げられる。……自分自身のために過ごすことのできる時期があるなどは、誰にもいわせはしない。⁽⁶⁾」

それでは第三ライヒにおいて、青少年を含め全ドイツ民族に対するいわゆる「教育高権」は誰の手にあったのか。「ナチズム運動が国家に対しわが民族の教育のための指針を与えた」との先の演説の言葉にもあるように、民族に対する教育は、法律上の帰属は別にして、「国家によってではなく党・運動によってのみ担当されうる」というのが、ナチス指導部にほぼ共通した考え方であった。⁽⁷⁾外的権力の獲得後のもっとも重要な任務であると規定された「教育」の目的が、ナチズムの世界観にもとづいてドイツ民族全体を「われわれの世界観の兵士」へと育成することにあるとされた限り、ドイツ民

族の世界観を唯一代表するナチズム運動が、唯一排他的な「教育高権」の所有者であるときみなされたのは、けだし当然のことであつたといふべきであらう。国家は党の教育政策を実施し実現すべき一つの「手段」として位置づけられるべきものでしかなかった。ヒトラーもライプツィヒで開かれたザクセンガウの党大会の演説の中でその点をはっきりと確認している。「ドイツ民族の」男と女を新たな民族思想のために教育することを、われわれは決してわれわれ以外の者に委ねることなどできない。教育はわれわれの運動の永遠の遺産である。党の任務は、民族を新たな国家思想へと教育することに⁽⁸⁾ある。それが党のもっとも重要な役割であり、永遠の課題である。」

- (1) W. Kornhauser, "The Politics of Mass Society." [辻村訳『大衆社会の政治』二八〇頁]
- (2) E. Lederer, "State of the Masses," S. 107 f.
- (3) H. Lammers, Reich und Ostmark, 1938. S. 34.
- (4) (ed.) P. M. = Benneckenstein, "Dokumente der deutschen Politik." Bd. 5. (1938) S. 39.
- (5) Zit. bei K. Borchering, "Wege und Ziele politischer Bildung in Deutschland." (1965) S. 57. その他同頁の発言として (ed.) H. Pöcker, "Hitlers Tischgespräche," S. 185.
- (6) "Die Reden Hitlers am Parteitag der Freiheit 1935." S. 57.
- (7) H. Lammers, a. a. O., S. 34.; R. Ley, "Soldaten der Arbeit." S. 228.; A. Rosenberg, Völkischer Beobachter. Vom 18. 1. 1937.; H. Frank, Deutsche Justiz. 1939. S. 173. ただし、ゲッベルスは一九三三年一〇月四日のドイツ新聞界の代表者を前にした演説の中で、「教育が一般的福利、国家の利益、民族の一般的な道徳的観念に合致する方向で行われるよう教育を監視し、配慮することが国家の主権に属することは、いかなる者にとつても明白であり、議論の余地がない」とし (W. Gehl, "Der nationalsozialistische Staat." S. 175.)「あるならばレーラックも一九三五年のある演説において、「青少年の教育は決して手放すことの出来ない国家の高権である」といふこと。」(ed.) P. M. = Benneckenstein, "Dokumente der deutschen Politik." Bd. 3. (1936) S. 270.)
- (8) Zit. bei F. P. Heffter/C. H. Ule/C. Denede, Jahrbuch des öffentlichen Rechts. 1935. S. 47.

(五) 青少年に対する教育

「各人に対する教育は決して終わりのあるものではない」にせよ、「世界観の兵士」の育成を目的とするナチス教育にとって、もっとも重要な教育対象が、いまだ人格形成の終わっていない青少年であったことは改めて指摘するまでもない当然のことであった。「今日の青少年が明日の民族となる。それ故、われわれの青少年がいまだ誤った教育を受けず、したがってまだ墮落していない早い時期から、民族共同体の精神を吹きこむことを、われわれは自らの課題としたのである。この新しいライヒは青少年を決してわれわれ以外のいかなる者にも与えはしない。われわれが青少年を受けとり、われわれがわれわれの教育と躰を与えるのだ。」⁽¹⁾ ヒトラーユーゲントの新入隊員を前にした一九三七年五月一日のこの演説のほぼ四年前、エアフルトのSSの集会でも、ヒトラーは、「われわれは、われわれの青少年をわれわれが欲するがままの人間へと教育するであろう」との考えを明らかにしていた、「たとえ大人の世代の間に、いまだ自分の生活態度を変えする必要などないと信じこんでいる人間が時たま見うけられるにせよ、われわれは彼らから子供を奪いとり、彼らをドイツ民族にとって必要不可欠な人間へと育成するつもりである。」⁽²⁾

しかし、子供の時に始まるドイツ民族の精神構造の完全な転換という課題が、その性格からして短時間で実現されうるものでないこともまた確かなことであった。ヒトラーはライスタークでの演説でそのことをはっきりと確認している、「われわれに課せられた精神的任務の完成には、今後五〇年、いやおそらく一〇〇年という年月でも不十分であろう。われわれが体験しうるのは、この偉大な変革運動のほんの発端であるということ⁽³⁾を承知している。」しかもこの運動は決して完成することのない運動であった。それというのも、「われわれが今現に生きている人間を、その最後の一人に至るまで改宗させたとしても、常にあらゆる瞬間、運命は世界観教育を施すべく新たな人間を繰り返しわれわれに送りこんでくる」が故に。しかし、だからといって、この任務を放棄するわけにはいかなかった。まさにナチス運動そのものの成否

が、この課題の実現にかかっていたのだから。「いまましいことだが」とゲッベルスはいう、「われわれの理想を実現するためには、われわれは繰り返し新たに始めなければならぬ⁽⁴⁾」。

それではナチスによる青少年教育はいかなる特徴をもつものであったのか。ドイツ民族全体をナチスの最終目標実現のため自由に操作し動員可能な「ヒトラーの政治の道具」へと作り変えること、それがナチス教育の目的であった限りにおいて、当然のことながら、それは強い「反主知主義」「反個性主義」によって彩られたものとなる⁽⁵⁾。「過度の知識というものは行動の敵である」とヒトラーはいう、「われわれが必要とするものは本能であり、意思である。たいていの人々は『教養』というものによって、これら二つを失ってしまったのだ⁽⁶⁾」。食うか食われるかの生存闘争の場において、「才知に恵まれた虚弱者」は民族共同体にとって何ら価値をもつものではない。必要なのは「なるほど学問的教養はさしてもたないが、健康な肉体と、善良で堅固な性格をもち、決断力にすぐれ、強い意思にみちた人間」である⁽⁷⁾。これまでの知育偏重の教育に代えて、「民族的国家は、全教育活動をまず第一に単なる知識の注入におかず、芯から丈夫な肉体の訓練におかなければならない。そのときこそ第二に精神的能力の育成がやってくる。学問的訓練は最後になって登場する⁽⁸⁾」。たしかに、戦いというものが、いついかなる場合であれ、最終的には生身の人間の対決である以上、肉体の訓練は不可欠であった。「私のおこなう教育は厳格である」とラウシュニングとの対話の中でヒトラーは語っていた、「弱者は叩き出されねばならない。青年が強く美しいことを私は欲する。あらゆる肉体の鍛練を課すであらう。筋骨たくましい青年を欲する。これがまず第一にもっとも重要なことなのだ⁽⁹⁾」。

しかし、肉体の鍛練だけでは不十分であることもまた確かなことであった。肉体のもつ力を民族のためにもっとも有用かつ最高度に発揮せしめるものは、「精神の働き」に他ならなかったのだから。したがって、「肉体的訓練とならんで、人格的訓練にも最高の価値がおかれねばならない⁽¹⁰⁾」。そのさいもっとも重要なことは、「闘争的世界観」を青少年の心の中

に刻みこむことであるとされた。諸民族の生存闘争の場であるこの地球上では、闘争こそが日常的であり、それに勝ち抜くことよってのみ、民族の将来の生存が保障されうること、そして、ドイツ民族こそが最高の人種であり、「われわれはこの最高の人種に属しているが故に、憐憫の道德にとらわれず、他の諸民族を支配する権利を有している」ことが教えられ学びとられねばならない⁽¹¹⁾。さらに、「自己犠牲」と「服従の精神」がそれに加わる。「自らの民族のため自己のすべてをいつでも喜んで犠牲にする勇氣と覚悟⁽¹²⁾」、ならびに「指導者の命令に対する絶対的服従と指導者の絶対的權威の原則」の承認がそれであった。「自民族に対する崇拜とその反面としての他の諸民族に対する輕蔑が、私たち青少年の教育の原動力でした」とマッシュマンはその回想記で書いている、「この偶像のために、盲目的服従が求められ、私たち自身もまたそうしたのです。勇氣とか自己犠牲といった徳性が育成された一方で、私たちは大切な徳性を失いました。即ち、誰も私たちが自主的にものごとを考え、倫理的に自己の責任にもとづいて判断する能力を身につけさせてはくれませんでした。私たちの合言葉は、『フューラーが命令する、われわれは従う』⁽¹⁴⁾でした。」

しかも重要なことは、これらの「観念」や「徳性」が、単なる知識として教えこまれ、あるいは獲得されるということだけでは不十分であったということである。ブラウセによれば、第三ライヒにおける教育は、「人間の意思とか意識に対して向けられるというだけではなく、より深い層、即ち理性以前のより基本的な無意識の層へと働きかけようとする」ものであった⁽¹⁵⁾。観念や徳性は文字通り人格の一部として、あるいは人格そのものとして体得されねばならない。かかる「教育」とは、ブーフハイムが正しく指摘したように、人格の自律的かつ自由な展開を前提とし、それを調整、促進する、いわゆる本来の意味での「Erziehung」とは異なり、むしろ「Schulung」と呼ばれるべきものであった。即ち、「世界をもっぱら定められた視角から、また一定のイデオロギーの光の下に眺め、その結果、そのつどの状況の下で、体制が要求する通りに強制されることなく、自発的に行動しうるようになる」——いわば「一定の予測可能な思惟・行動様式へと〔青少

年を」調教」し、最終目標実現に至るあらゆる権力活動・政治展開に対し無批判的かつ無意識的に「同調させること」、それがその教育の内容であり目的であったのだ。⁽¹⁶⁾ マッシュマンとほぼ同時期に教育を受けたツマルツリクの戦後の報告は、こうしたブーフハイムの指摘を裏付けている、「私たちは政治的に洗脳されてゆきました。命令と服従を、直立不動の姿勢でハイと答える軍人『精神』を、そして『祖国』という刺激的な言葉が聞こえると、あるいはドイツの名誉と偉大さについて語られると、思考を放棄することを叩きこまれていったのです。私たちの心は、当時しばしば耳にした、『生きることを欲する者は戦うべし。この永遠の闘争の世界の中では、戦う意思のない者に生きる資格はなし』というフューラーの言葉によって形づくられていきました。⁽¹⁷⁾」

ナチスによる青少年教育は、個性の自由な発展と創造の対局に位置するものであった。一人一人が「民族の分枝」「ドイツの未来のための戦士」「アドルフ・ヒトラーの忠実な従者」として、強健な肉体と精神をもち、ナチスの世界観を体得し、最終目標実現のため指導者の命ずるがままに現存在のすべてを喜んで犠牲にしうるよう、「彼らの生活態度、感情、行動、思惟、欲求の全体にわたって、ドイツ的人間という一つの類型の中に铸こむこと」が問題であったのだ。⁽¹⁸⁾

(1) 家庭における教育

満六才で「民族学校」に入学し、その後、一〇才でユングフォルク、ユングメーデルに入隊するまでの期間、子供に対する教育をもっぱら委ねられ担当したのは「家庭」であった。一九三六年一月一日の『ヒトラーユーゲント法』⁽¹⁹⁾は、その第二条において、はっきりと、「家庭」が「学校」「ヒトラーユーゲント」と並ぶ教育機関であるとの位置づけをおこなっている。しかし、そのことが子供に対する自由な教育権の保障を意味するものでなかったことはいうまでもない。事態はまったく逆であった。これにより家庭は完全にナチスの全体教育の中に組み込まれてしまったのだから。「家庭における一切の教育活動は」とベンツェは書いている、「家庭がドイツ民族のナチスの全体教育の一分枝であること、そしてま

たドイツ民族の受託者——ナチス党及び国家——に対し責任を負うものであることを自覚しなければならない。⁽²⁰⁾ 当時、こうした義務がそっくりそのまま制定法上の義務として明確に定められていたわけではない。しかし、法と道徳の区別を知らない民族共同体にあっては、それは立法化をまつまでもなく、子供をもつ民族の構成員すべてに課せられた「法的義務であったのだ。⁽²¹⁾」ラレンツは一九三九年の法曹会議の席上、この点に関しははっきりと語っている、即ち「共同体に有害となる教育は、民法第一六六六条にいう監護権の乱用となるであろう。もし両親が注意義務を怠ることにより子供を害した場合、子供が損害賠償請求権をもつだけでなく、民族共同体も義務違反に対し干涉する」ことができる。⁽²²⁾

事実、裁判所は共同体への義務違反を理由に、家庭内の教育・躾に対する干涉を躊躇しなかった。たとえば、フランクフルト区裁判所は、従来、一般に、自然的近親関係にもとづく「子供の身体監護に任ぜざる配偶者の交流権」（民法第一六三六条）の剝奪は、法律上不可能であると考えられてきたにもかかわらず、「交流権」を求めた離婚配偶者の訴えを、共同体における家庭教育の役割を次のように位置づけた上で却下している。即ち、「青少年が国家の将来の存続を保障するような肉体的・精神的・心的に価値ある人間へと成長しうるようにとりわけ配慮する場合にのみ、ドイツ民族は歴史の中で自らの課題を実現しうるであろう。それ故、ナチズムはナチズム自身のために青少年を要求する。彼らは将来の民族であり、ドイツ民族再生のため今後活躍しなければならぬ。彼らは健康で強くなければならぬ。したがって、彼らはナチス国家のものである。それに対し、両親は単なる受託者にすぎない。彼らはまず権利をもっているのではなく、義務を負っているのである。彼らは、青少年が世界観に関しナチズムの精神の中で育成されるというだけでなく、むしろ、とりわけ性格的かつ精神的に健全な人間となるよう配慮しなければならぬ。両親あるいは一方の親が、国家及び民族共同体から課せられたこの義務に反して行動するならば、彼らはただちに彼らに与えられた権限を失うことになる。」こうした認識にもとづいて裁判所は、大酒飲みで酩酊中子供に暴力を振るう原告に対し、「親が自らのふるまいによって子供に対する

高い義務を重大に侵害し、子供が原告との対面を恐れざるをえない場合、新たな不安と精神的葛藤に子供をさらすことに裁判所が協力することは非難されなければならない」とし、「原告の訴えを却下し、交流権を剝奪することが裁判所の無条件の義務である」との決定を下した。⁽²³⁾あるいは、ベルリンハリヒターフェルデ区裁判所もまた、交流権を求めた母親が『人種法律』制定後もユダヤ人との間で婚姻外の性的関係を継続していることを理由に訴えを却下している、「人種に敵対的行動をとる母親は、本来彼女に帰属する子供との交流権に値いしないのであり、ナチス国家の基本的な諸原則に違反したが故に、民法第一六八〇条の法思想にもとづき交流権を喪失した。⁽²⁴⁾」家庭教育への干渉は何も離婚配偶者の交流権をめぐる問題に限られはしなかった。一九四二年一月一日の“Richterbrief”が紹介する事例は、ごくまともな家庭も干渉を免れるものではなかったことを教えている。事件の概要は以下の通りであった。「一一才になる一人の少女が学校中の人々に奇異な印象を与えていた。彼女は、いつもドイツ式挨拶をせず、またヒトラーに関する様々な事柄にまったく関心を示さなかったからである。ドイツ式挨拶を行わないについては、彼女は宗教的信念によってそのことを理由づけ、そのため自ら聖書から若干の箇所を引用しさえしたのである。彼女の他にもう一人六才の子供をもつ両親は、娘のこうした態度を変えるようにとの周りの働きかけをまったく無視した。母親はそもそもこの件について子供と話しあうことを拒否し、父親は話しあいを認めたものの、子供が自分で決めるべきこととした。両親自身も、運動の敵であることを否定したにもかかわらず、ドイツ式挨拶をおこなわず、またハーケンクロイツの旗を所持せず、子供をヒトラーユーゲントに入させず、十分な収入があるにもかかわらず寄付を拒否し、そのことを理由にNSVから除名された経歴をもっていた。」少年保護局による二人の子供に対する「監護権」の剝奪の訴えに対し、上級後見裁判所はそれを認め、「両親は子供を教育する能力をもつものではない」との決定を下した。⁽²⁵⁾

これらいくつかのケースから明らかのように、家庭教育において問われていたことは、結局、両親の民族共同体への関

わり方それ自体に他ならなかった。そのことは、先の後見裁判所の決定に付せられた司法大臣のコメントの中にも明白に現われている。「両親は子供と血のつながりをもち、子供は両親の身の回りで生活し、たえず両親の習慣や実際の行動を眺め、両親をモデルにしながら育つてゆく」限りにおいて、家庭には他の教育機関にはない「決定的な役割と特別な責任が課せられている」とコメントはいう、「それ故、ナチス国家の教育目的は次の場合にはじめて実現されうる。即ち、両親が誠実かつ責任意識をもって彼らの一切の思考と行動において子供に対し、われわれの民族の共同体生活の中で、人はいかに行動しなければならぬかについて、模範となるような実例を提供する場合のみである。」⁽²⁶⁾ そのようにしてはじめて両親は、学校、ヒトラーユーゲントと並んで、子供に対する教育の担当者としての資格と権利をもちうるものとみなされた。

しかし、家庭はあくまで付随的な存在でしかなかった。国会演説の中でヒトラーはいう、「人間の発達からして、一定の時点以降、子供の教育は、共同体生活のもっとも小さな細胞としての家族の保護から離れて、共同体自体に委ねられねばならない。」⁽²⁷⁾ シュエムの発言はより露骨であった。即ち、「われわれ教育者は、子供を家族の手から奪いとり、より大きな政治的世界観的ドイツ的生活の中に嵌めこむ」と。必要なことは、子供が学令に達した時、彼らにはっきりと「家庭から民族というより大きな家族への跳躍」を自覚させることである。「父母の役割が終わった」こと、そして、それに代わって「ドイツ民族が「彼らの生活と教育の中心に」登場した」ことを彼らの心の中に刻みこまねばならない。⁽²⁸⁾ かくて、ヒトラーユーゲントと学校が、家庭に続いて、青少年の「ドイツ的人間」への教育の担当者として登場する。

(2) ヒトラーユーゲントにおける教育

「階級・階層・宗教を問わずドイツの全青少年の自発的団体であるヒトラーユーゲント運動が、「ドイツにおける」青少年教育のためのもっとも重要な手段である」——『ヒトラーユーゲントの本質と組織』と題する一九三五年五月一二日

の講演におけるドイツ青少年運動指導者シーラッハのこの宣言は、⁽²⁹⁾「教育高権」が党の手の中にあり、かつ青少年教育の目的が、彼らを「われわれの世界観の兵士」へと育成することにあつた限り、いわば当然の結論であつた。一九二二年、SAの青少年組織の一つとしてミュンヘンで設立された「アドルフ・ヒトラー青少年突撃隊」にその起源をもつ「ヒトラーユーゲント」は、⁽³⁰⁾政権掌握以前、ドイツに数多く存在した青少年団体の一つでしかなかつたものの、政権獲得後の一連のグライヒシャルトゥングの過程の中で、「ナチス党が今日唯一の政党であると同様、ヒトラーユーゲントは唯一の青少年組織でなければならぬ」⁽³¹⁾とのスローガンの下、その他の団体・組織を強制的に解体し、あるいは自己解散に追いこむことにより、一九三三年の夏が終わる頃までには、ドイツにおけるほぼ唯一公的な青少年組織としての地位を確立、⁽³²⁾その結果、一九三二年当時わずか一万足らずにすぎなかつた団員数は、一九三六年の末には全対象人員の六三％にあたる五四〇万を数えるまでにふくれあがるに至つた。⁽³³⁾一九三六年一月一日、ライヒ政府により制定された『ヒトラーユーゲン法』⁽³⁴⁾は、第一条において、「ライヒ領土内のすべてのドイツ青少年はヒトラーユーゲントに加入するものとする」と定め、他のすべての青少年組織を法律上明確に禁止、さらに、一九三九年三月二五日の『ヒトラーユーゲン法のための第二施行令』⁽³⁵⁾は、「ヒトラーユーゲントにおける奉仕をドイツ民族に対する名誉ある奉仕である」とし、「一〇才から一八才までの全青少年」に対し、「ヒトラーユーゲントにおける奉仕」を義務づけたのである。⁽³⁶⁾これは『労働奉仕法』第一条、及び『国防法』第一条の規定に対応するものであり、これによりヒトラーユーゲントの奉仕は、労働奉仕、国防奉仕と並ぶドイツ青少年の三大奉仕義務の一つとして位置づけられることとなつた。⁽³⁷⁾

先の法律は第二条においてヒトラーユーゲントの課題を次のように規定する、即ち、「すべてのドイツ青少年は、学校及び学校以外においては、ヒトラーユーゲントにおいて肉体的・精神的・道徳的にナチズムの精神にもとづき、民族への奉仕と民族共同体を目的とする教育を受けなければならない。」⁽³⁸⁾「むろんここでの教育は、その「性格」において、家庭ある

いは学校でのそれとは明らかに異なるものであった。⁽³⁸⁾ それらはともに協力して「同じ偉大な目的に共同して奉仕」しなければならなかったにせよ、⁽³⁹⁾ ヒトラーユーゲントの教育はより明確に一八才から始まる国防義務に定位されていたからである。国防奉仕への準備のための教育として、ドイツの青少年を「ナチズムの精神にもとづき、かつナチズムの方法でもって教育すること」がヒトラーユーゲントの役割であった。⁽⁴⁰⁾

教師の人格を通しての「教授」を中心とする学校での教育に対し、ヒトラーユーゲントでの教育は、同じ年令層の青少年の「団体生活の中での共同体体験を通して」の「肉体的・道徳的・性格的鍛練」を目的とする。⁽⁴¹⁾ そのためここでは、学問的知識の習得ではなく、ハイキング、キャンプ、スポーツ競技、格闘競技、行進、さらには測量や射撃訓練等の軍事的意味をもつ訓練が活動の中心を占めることとなる。むろん、シーラッハがヒトラーユーゲントを「世界観教育のための共同体」であると呼んだところからも明らかのように、人種理論、人口政策、指導者原理、生活空間論、闘争的世界観、ドイツ史等の「世界観教育」にも大きなウエイトがおかれたことはいうまでもない。⁽⁴²⁾ これら肉体的訓練、世界観的教育は、「服従と忠誠の精神」の陶冶へと収斂する。ヒトラーユーゲント運動がいかにかこの精神を重要なものとみなしていたか、それは、「全体教育」の出発点たるユングフォルク、ユングメーデルの入団に際して、少年少女がヒトラーへの無条件的服従を宣誓させられたことにも現れていた。即ち、「私はヒトラーユーゲントにおいて、フューラーとわれ日の四月われの旗に愛と忠誠を捧げ、常に私の義務を果たすことを神かけて誓います。」一九三六年から、毎年、ヒトラーの誕生日二〇日の前夜、マリエンブルク城に全ライヒの代表者を集めて行われた宣誓式の模様は、ラジオ放送局によりドイツ全体に中継放送され、その年入団したすべての少年少女が、受信機を通して送られてくる宣誓文句を唱和する仕組みになっていたという。⁽⁴³⁾ ヒトラーは、一九三七年五月一日、一〇〇万の新入団者を代表してオリンピックスタジアムに集まった一二万人の少年少女を前に、改めて、彼らがヒトラーユーゲントにおいてまず第一に何を学ばなければならないかを明らかに

してみせた、「将来、いつか何らかの地位を得て人々を指導することを欲するものは、誰であれ、服従することを予め学ばなければならぬ。いかなる者であれ、自ら服従することを学ばなかったならば、決して命令する立場には立ちえないであろう。もし服従する者がいなければ、いかなる者も命令することはできないであろう。……すべての人は他者の命令に服従しなければならぬ。われわれもまたこれまでそうした経験を経てきたのである。私は六年間兵士であった。逆らうことは決してなく、ただ服従のみが存在した。今日、私が命令する地位にあるのは、運命のおかげに他ならない。すべてのドイツ人に私は要求する。汝もまた、服従する能力を身につけなければならない。さもなくば、汝は決して命令するにふさわしい価値ある人間とはなりえないであろう。それが前提である。服従する能力を身につけるべく、われわれは、われわれの民族を教育する。個人のもつ我欲や無感覚を克服しなければならない。……ただ命令だけが誇り高いことであるのではなく、むしろ、服従もまた誇りとすべきことがらなのだ。一人の人間に服従することの幸運を誇りと感ずべきである。服従することを何か自明と感ずる民族こそが健全な民族なのである。古代ゲルマン人の忠誠とは、最後の瞬間まで、一人の人間にしっかりと結びつけられ服従するという⁽⁴⁴⁾ことに他ならなかったのだ。」⁽⁴⁵⁾

(3) 学校における教育

『ヒトラーユーゲント法』自体が明記したように、家庭、ヒトラーユーゲントと並ぶもう一つの青少年に対する教育機関は「学校」であった。知育偏重教育に対するナチスの批判は、学校教育に向けられたものであったにせよ、学校が第三ライヒの教育体制の中で不可欠の構成要素とされたことに変わりはない。しかし、「すべての教育機関はその形式が何であれ、ただ一つの目的、即ちナチス的人間の形成という目的⁽⁴⁶⁾」を追求すべきものとされた限り、その存続を許された学校教育の課題と内容が、従来のそれと大きく異ならざるをえなかったのは当然のことであった。一九三三年五月九日、ライヒ内務大臣フリックは、各ラント教育相を前にした『ドイツ的学校の闘争目標』と題する演説の中で、今後、各ラントに

おける教育政策が定位すべき理念が何であるかを明らかにした。「将来にわたり過去のあやまちを繰り返さないために、われわれが獲得したこの権力を内面的にも確固ならしめることが、今日のわれわれの重大な課題となった。そのための土台が民族に対する教育の中で形成されねばならない。それは今後何百年にもわたる礎石を置くものとなる。その課題は民族同胞に対し、もっとも早い時期からわれわれの民族の目標が何であるかを教えこみ、ひとたび獲得された知識が血や肉となり、何世代にわたっても何ものによっても破壊されないようにすることにある。統一的なドイツ的民族教育によってのみ国民革命の事業を完全かつ未来永劫にわたって保障しうるのである。」新たな学校教育の課題を民族の新たな課題の中に位置づけたフリックは、さらに、従来の自由主義的教育観を否定し、学校教育の定位すべき理念へと話を進めた。「自由主義的教育観にあっては、知識の伝達は、生徒の全能力の発達を個人の利益に役立てるために行われるのであって、民族・国家のためにはなかった。それは、自由な個人人格の形成を目的とするものであり、民族に根ざし国家に義務を負うドイツ的人間の育成ではなかった。それは、民族の統一を保障するものでも、個々の民族の成員の国家への献身を保障しようとするものでもなかった。独立の個人人格の形成を学校の本来の課題とみなした時代は過ぎ去った。新たな学校は根本的に共同体思想から出発しなければならない。学校は民族全体に奉仕しなければならない。」それでは、共同体に定位したドイツ的学校が行うべき新たなドイツ的民族教育とは、具体的にいかなる人間の育成をめざそうとするものであったのか、フリックはいう、「国民革命は、ドイツ的学校およびその教育課題に対し新たな規範を与えた。即ち、ドイツ的学校は、その一切の思考と行動において奉仕的かつ献身的であり、民族に根ざし、国家の歴史と運命に全面的かつ不可分離に深く結びついた政治的人間を作りださねばならない。」⁽⁴⁷⁾

「政治的人間の育成」——それが従来の主知主義的教育からの全面的転換の合言葉であった。学校教育が依然として、授業を通しての知識の伝授をその内容とし、その限り、ヒトラーユーゲントでの教育から区別されるものであったにせ

よ、知識の伝授は当然のことながらもはや自己目的ではありえなかった。それは、目的のための手段、即ち「強固な性格をもち、生存能力に秀で、名誉を重んじ、勇敢なドイツ的人間の育成」という目的に奉仕するための手段でしかなかった。⁽⁴⁸⁾求められるべきは青白い知識の持ち主ではなく、「行動する人間」であった。⁽⁴⁹⁾「死んだ知識」ではなく、現実の民族の生活に根ざし、それと結びついた「生き生きとした理解と能力」の育成が目標とされた。⁽⁵⁰⁾しかもただ単に「行動する人間」ではなく、「ナチス的」に行動する人間が求められる限り、知識の教授は、当然のことながら、同時にナチズムの世界観に定位されなければならなかった。世界観のもつ全体性の要求が、あらゆる日常生活の「政治化」を求めたように、知識の教授もまた政治化を免れえなかった。フーバーは『一般教授学』の中で書いている、「歴史はナチズム的観点から見直されなければならない。メルヘンもまたナチズム的に解釈されなければならない。そしてナチズム的地理学、ナチズム的生物学等々。すべての授業が世界観の授業となる。」⁽⁵¹⁾

しかし、政権掌握後ただちにこうした方向で、ナチスの理念にもとづくライヒの学校制度、学校教育の全体的統一的改革が実行されえたわけではない。何よりもまず、当時、「教育高権」は、法律上、ナチス党どころかライヒ政府にも属していなかったのだから。したがって、先のフリックの演説は、形式上はあくまで、当時教育高権の保有者であった各ラント政府に対する新たな政治指導部の基本方針の提示、および教育改革への希望の表明にすぎず、それにもとづき実際の改革をどのように進めるかは各ラントに委ねられた問題であったのだ。たとえばザクセンでは、一九三三年八月一四日の『ザクセン高等教育計画（ドイツ語・歴史学）の改正』⁽⁵²⁾において、高等学校におけるドイツ語教育の新たな目的を次のように規定した、即ち、「一切の授業は、生徒が誇り高いドイツ民族共同体の一分肢たる自覚をもち、共同体に自らを組み込み、共同体のために最善の努力を果たすよう教育しなければならぬ。……授業の課題は、生徒をドイツ民族の淵源へと導き、ドイツの本性、ドイツ文化に対する理解を目覚めさせ、かつ助長し、ドイツ民族のもつ詩的芸術的能力と成果の偉大さを

体験させ、それにより民族的自己意識を高揚させることにある。」歴史学については次のように定める、「何よりもまず、ドイツ民族としての心情及び国家意識を育成しなければならぬ。とりわけ重要なことは、民族の運動を転換させるものは、経済でもなければ思想でもなく、時代の憧れを表現し、方向を指し示す偉大な指導者の存在と、全体に自らを鍛接し従属させ、個人の利益を喜んで放棄し、民族共同体と偉大な理想のために最大の犠牲を捧げる民族の分枝の存在である」ということを理解させることにある。」あるいは、バーデンの『学校教育法』⁽⁵³⁾は、「青少年を血、土、民族共同体、宗教性を基礎として、志操堅固なドイツ的人間へと教育し、ドイツ民族共同体に奉仕すべく自らに課せられた義務を果たす責任感あるドイツ国家市民へと育成すること」を、義務教育課程における学校教育の普遍的課題であると規定した。

こうした学校教育の課題をめぐる問題の他に、当時、ライヒ的規模において、しかもナチス第三ライヒの教育体制そのものにかかって、緊急に解決を迫られる重大問題がもちあがっていた。それは青少年教育に関するヒトラーユーゲント、学校、家庭、とりわけ前二者の管轄権をめぐる対立であり、この対立は、たとえ手段方法において違いはあれ、両者がともに「ナチス的人間の育成」という同じ目的を追求すべきものとされ、しかもそれぞれが対象とする年齢層が大幅に重なりあうものであった限り、当然、当初から予想された問題であった。プロイセンでは早くも一九三三年八月二六日、教育相が各地方行政長官に宛て、一通の回状を発し、プロイセン政府としての明確な対応を打ちだしている。回状は、まず、ヒトラーユーゲントを学校、家庭とならぶ教育機関と認め、そのため「ヒトラーユーゲントの教育活動に対し十分な活動範囲と必要な一切の援助が保障」されねばならないとしながらも、「しかし、同時に強調されるべきは以下のことである」と続ける、「学校がそうした一つの場合であるが、国家自らが権威のトレーガーであるところでは、この権威はあらゆる点にわたって揺るぎないものとされなければならない。国家の権限への外部からの一切の侵害は、ナチス国家観に根本的に対立する。」回状のかかる指示からして、当時既にヒトラーユーゲントの側からの学校教育への干渉が黙視しえない状況

にあったことを容易にうかがいしることができるのであるが、いずれにせよ、回状はヒトラーユーゲントの干渉を明確に否定した後、「こうした観点の下、ライヒ青少年指導者との了解にもとづき、学校とヒトラーユーゲントの円滑かつ信頼にみちた協力関係を実現するため、以下の事柄が命令される」として、具体的な管轄領域の画定を行なった、即ち「(1)ヒトラーユーゲントは週に二度午後の時間帯を自由に使用することができる。通例、ユングフォルクは夏期にあっては二二時、冬季にあっては二〇時、ヒトラーユーゲントは二二時をこえて活動することは許されない。月に一度、日曜日は完全に自由な日とされ、無条件に家庭の時間とされる。あらゆる行事に際し、ヒトラーユーゲントの指導者は青少年の健康が害されないよう配慮しなければならない。(2)学校活動への外部からの干渉は禁止される。学校生活の中では、生徒は無条件に校長及び教師に従わなければならない。学校行事への参加は、すべての生徒に例外なく義務づけられる。(3)学校内でのあらゆる種類の武器の携行は禁止される。」⁽⁵⁴⁾全ラント政府が、『校則に関する中心思想』⁽⁵⁵⁾と題する「命令」をライヒ内相フリックから受けとったのは、この回状からわずか四カ月たらず後の二月一八日のことであった。「以下に掲げる」校則に関する中心思想は第一一回教育制度会議での審議にもとづき拘束力ある指針として宣言されたものである」ことを前文において確認した「命令」は、第二条において、学校、ヒトラーユーゲント、家庭の役割分担を次のように定めた、「ヒトラーユーゲントは性格の鍛練、克己の助長、肉体的訓練によって、学校の教育活動を補うものである。ヒトラーユーゲントは、学校の権限を無条件に尊重し、かつヒトラーユーゲントのメンバーが学校の諸要求を完全に履行するよう配慮しなければならない。家庭は新たな国家の中で、民族の胚胞、基礎として尊重され、その生活を保護援助されなければならない。」

その他、「午後の自由時間・日曜日の利用」「学校内外及び学校行事におけるヒトラーユーゲントの制服の着用」「ヒトラーユーゲントの命令・伝達の学校内での掲示」「学校内外での教師と生徒のドイツ式挨拶の交換」等に関し、いくつかの規定が設けられたことと並んで、とりわけわれわれの注目をひくのは、「命令」が第一条において、きわめて簡単な内容では

あれ、「学校の課題」に関する一般的規定を定めた点にあった。これは先の五月九日の演説とは異なり、とにもかくにも全ラント政府を拘束する共通の統一目標としての性格をもつものであったのだから。「学校の課題は」と命令はいう、「ナチズムの精神にもとづいて青少年を民族と国家への奉仕にむけ教育することにある。教育が方針とすべきは、ドイツ解放運動により規定されたライヒ政府の掲げる目標である。学校における一切の生活はこの課題に奉仕するものとする。」

右の命令が、拘束力の根拠を命令そのものではなく、「会議の宣言」に求めざるをえなかったのは、当時、法律上、教育高権がライヒ政府にはなく、各ラントに帰属していたからに他ならない。⁽⁵⁶⁾ライヒ政府が教育高権を掌握するのは、一九三四年一月三〇日、「ラント高権のライヒへの委譲」を宣言した『ライヒ新構成法』⁽⁵⁷⁾によってであり、その後、五月一日、新たに設けられた『ライヒ・プロイセン教育相』の地位にルストが就任するにおよんで、ようやく、統一的包括的な学校改革、教育改革のための法律上・制度上の条件が整えられるに至ったのである。しかしながら、その後もかなりの期間、基本的な事情に大きな変化はなかったとフレッサウはいう、即ち、「一九三七年までは、ドイツ民族学校における授業は、ワイマール共和国時代に生まれた方針、教育計画、授業計画、ならびに機会あるごとに個別の教育・学校問題に關し発せられた新たな権力者の命令にもとづいて実施されていた」⁽⁵⁸⁾と。

最初の統一的な教授指針となったのが、一九三七年四月一〇日の『民族学校低学年クラスのための指針導入に関する命令』であった。「上級学校制度の新構成は、民族学校の低学年クラスの活動がライヒ全体にわたり、統一的方針にもとづいて行われることを前提とする」という文言で始まるライヒ・プロイセン教育相ルストのこの『命令』は、民族学校の教育の課題と方法を次のように定めた、「(1)民族学校は、他の学校と協力し、かつ党の機関——労働奉任、軍隊——と並んで、ドイツの青少年を民族共同体のために、そして又、フューラーと国家のためにすべてを捧げるべく教育する高い課題を有するものである。(2)民族学校は、その際、ドイツの青少年に対し、基本的な知識と技能の伝達により、民族の労働並

びに文化生活に参加する能力を形成するという自らの授業目的の意義を自覚しなければならない。⁽⁵⁹⁾この『命令』はわずかに二頁からなる「指針導入のための」命令にすぎず、一九三八年一月二九日の『高等学校における教育と授業』が、全体的包括的な教授指針としては最初のものとなった。高等教育の一般的課題を定めた「基礎」と、個別専門授業の課題と内容を定めた「教育計画」から構成された二五〇頁をこえるこの教授指針は、ドイツの学校の課題を、「民族の他の教育機関と協力し、それに固有の教育手段を用いてナチス的人間を育成することにある」と規定。さらに、ナチズムの世界観的革命的結果、「教養ある人格といった妄想」、あるいは「人文主義的教養イデオロギー」の存在する余地はもはやありえなくなったと指針はいう、即ち「血と歴史的運命により規定されたドイツ的人間」が、そして「真の闘争共同体から生みだされた教育秩序」がそれらにとってかわった、と。「この政治的教育の精神からのみ将来の学校の中心的課題としての真の教育が生じうる。」したがって、学校には「本質的に授業によって教育を行うという使命が与えられている」としても、そのことは決して「一面的に悟性を育成し、『知識人』を養成すべきだということ」を意味するものではない。学校教育の目的は、「青少年を民族の歴史的共同体の中へ組み入れ、事実的知識や技能の伝達を通して、生存を支配する能力を付与すること」にある。「この課題が、今日まさしくドイツの学校を特別の責任の下におくのである。即ち、狭い空間と乏しい資源しかないドイツにあって、真の国民的富は、その男女の能力、信念、才能にある。それ故、ドイツの学校の課題は、民族とフューラーに真に貢献しうる人間を教育し、ドイツ的生活を指導し、彼らの精神的諸能力を發展させ、最高の業績能力を展開させ、それによって、それぞれの持ち場でドイツに課せられた課題を実現させることにある。」⁽⁶⁰⁾

既に一九三七年四月一〇日の命令にも見られたことであるが、それ以前の教授指針が、たとえばフリックのそれである、あるいはザクセンやバーデンのそれであれ、いずれもナチスイデオロギーによる教化をその中心においていたのに対し、この時期以降、目につく変化は、そうした世界観教育と並んで、実用的な知識と技能の習得が明確に学校教育の課題

として挙げられるに至ったという点にある。これは、おそらく近い将来予想される民族の構成員の全体動員を必要とする生活空間をめぐるドイツ民族の生存闘争が念頭におかれた結果にちがいない。こうした傾向は、その後、ポーランドへの侵攻が始まり、「全体戦争」が現実のものとなった一九三九年一月一日、ルストにより『民族学校のための方針に関する命令』として出された『民族学校における教育と授業』の中に、より一層明確な形で見いだされることとなる。「一般的指針」の中で、ドイツ的学校の課題が「民族の青少年を肉体的に健康で強壮なドイツ的男性と女性に教育し、郷土と民族に固く根ざし、それぞれが自らの持ち場で、フューラーと民族のためにすべてを捧げる覚悟をもつよう教育することにある」との従来の方針を確認した命令はその後、「この課題の枠内で民族学校は」と続けた、「青少年が民族共同体の中で彼らのもつ能力を発揮し、民族の文化生活に参加するために必要とされる基礎的知識と技能を身につけることに対し責任をもつ。技能の伝授が民族学校の活動の目的である。この目的実現のため、民族学校は、子供たちの肉体的心的精神的能力の形成、並びに実際の生活の中であらゆる民族同胞にとって生活上必要とされる基礎知識と技能の習得を確実にならしめなければならない。確実な知識と能力のみが、効果的な職務の履行と国防奉仕における義務履行のための前提を生みだす⁽⁶¹⁾。」さらにこの時期、ライヒ政府により制定された『ドイツライヒにおける就学義務に関する法律』⁽⁶²⁾は、ドイツの歴史上はじめて、就学義務に関し、ライヒ全体に共通する統一的な規定を設けるとともに、第一条において、「就学義務は、ドイツ青少年に対するナチズム精神にもとづく教育と授業を保障する」と定め、そのことにより、一九三三年五月九日の演説の中でフリックが掲げた学校教育の新たな課題——「その一切の思考と行動において〔民族に対し〕奉仕的かつ献身的な政治的人間」の育成——が、ようやく「法律上」確認宣言され、かつ同時に学校教育の新構成のための重要な前提が確立されるに至ったのである。

ナチス的教育実現の不可欠のさらなる前提条件は、学校現場において実際に青少年に対する教育を担当する教員の世界

観的同質化と、そのための教員団体のグライヒシャルトゥングであった。ワイマール時代、それぞれに固有のイデオロギ―にもとづき多様な運動を展開していた数多くの教員団体は、ナチスの政権獲得後、ナチス党組織の一つとしてハンス・シエムにより指導された『ナチス教員連盟』を核とするグライヒシャルトゥングの過程の中で、たとえば『ドイツ自由教員労働組合』のように階級的性格の強い一部の教員団体が強制的に解散禁止される一方で、多くの団体が自主的に『ナチス教員連盟』への合流の道を選んだ。シエムは、円滑なグライヒシャルトゥング実現のための手段として、一九三三年五月二〇日、『ドイツ教育者共同体』を設立、六月八日、マグデブルクにすべての教員団体を召集。そこで締結され、四四の団体が署名した『協定』⁽⁶⁴⁾は、教員のナチス教員連盟への大量加入に決定的な道を開くことになった。しかし、半月前の五月二二日、既にシエムの勝利は決定されていた。当時ドイツ最大の組織を誇った『ドイツ教員連盟』の機関紙『一般ドイツ教員新聞』の編集長ルールトが、シエムへの手紙の中で、「ドイツ教員連盟は、マグデブルクにおける連盟の代表者会議で予定されている議長団からの提案、即ち『ドイツ教員連盟はナチス教員連盟に団体として加盟する』を、満場一致で採択し、ドイツ教員連盟の指導を貴殿に委ねるつもりである」旨を表明。⁽⁶⁵⁾六月六日、この約束通り、ドイツ教員連盟の第一回代表者会議は、「教員団体の統一とドイツ的教育の統一のため、ドイツ教員連盟はナチス教員連盟に団体加盟すること」を満場一致で可決、さらにシエムを連盟の新たな議長に選出。⁽⁶⁶⁾これにより、一五万人のメンバーが何らの抵抗もなくナチス教員連盟に吸収されるに至った。⁽⁶⁷⁾

一九三四年末にはグライヒシャルトゥングの第一段階が終了。その後もなお独立性を維持していた教員団体もまた、ナチス教員連盟と他の団体への二重加入が禁止された結果、その多くが消滅、あるいは職業組織としての実体を喪失。一九三六年、ナチス教員連盟の指導者となったヴェクトラーは、フェーラー代理の要請を受け、改めて、ナチス教員連盟の内部・外部を問わずすべての団体の最終的清算に着手、一九三七年には、全教員の九七%、三二万人がナチス教員連盟に統

合され、グライヒシャルトゥングの完成をみたのである。⁽⁶⁸⁾

グライヒシャルトゥングの目的が、全教員をナチス教員連盟に統合し、「構成員の生活態度、職務行為をナチズムの世界観の諸原則にもとづいて整序」することにあつたにせよ、彼らの世界観的同質化を進める上で決定的な役割を果たしたのが一九三三年四月七日の『職業的官吏再建法』⁽⁶⁹⁾であつた。「従来の政治活動にてらし、常に全面的に国民的国家を支持する保障を与えざる官吏は、これを解任することができる」とした第四条の規定は、その後、五月六日、『職業的官吏再建法実施のための第三命令』⁽⁷⁰⁾が、「この法律の意味において官吏とは、公立学校における教員を含む」との明文の規定をおくに及んで、一般官吏と同様、教員に対しても無条件に適用されることとなつた。アイラーズの報告によれば、プロイセンでは、下級学校の視学官の二二%が、高等学校長の一六%が解任され、中等学校、民族学校については正確な数字の発表はなかつたものの、ここでも教員の異動は、一九三三年から一九三四年にかけての新学年の開始が不可能となり、休暇が延長されねばならないほど徹底したものであつたといふ⁽⁷¹⁾。さらに、同じ年の一月一八日、『校則に関する中心思想』の中で、フリックは、「学校内外の生活のすべてにおいて、青少年を民族と国家へ奉仕すべく、ナチズムの精神にもとづいて教育することがすべての教員の義務である」と規定し、教員の義務が、『官吏法』のいう単なる「国家への支持」とどまるものでないことを宣言⁽⁷²⁾。フリックが求めた「運動」との一体化は、その後、一九三七年一月二六日、『ドイツ官吏法』⁽⁷³⁾が、教員を含めた全官吏を「ナチス党により担われる国家の意思の執行者」として位置づけ、「ドイツライヒ及び民族のフューラー、アドルフ・ヒトラーへの忠誠と服従」を義務づけたことより、「法律上の」義務へと高められるに至つた⁽⁷⁴⁾。

大学もまたこうしたグライヒシャルトゥング、あるいは世界観的同質化の埒外に存在することは許されなかつた。先の『第三命令』が、大学教員への官吏法第四条の適用を例外としなかつたことから、一九三八年までの間に、大学を去らね

ばならなかった教員の数は、人種的理由も含め、三一二〇人にのぼったという。一九三一／三二年を基準としてみた場合、これは全教員の三九％にあたった⁽⁷⁵⁾。当時ハイデルベルク大学法学部の教授であり、かつてワイマール時代、ヴェルト首相の下でライヒ法務大臣を経験した著名な刑法学者にして法哲学者、グスタフ・ラートブルフもその一人であった。彼の死から一〇数年後、一九七三年に出版された彼の主著『法哲学』第四版の冒頭に寄せられたエリック・ヴォルフの編者はしがき「ラートブルフの生涯と業績」は、その時の模様を次のように伝えている。「一九三三年五月九日、モルトケ街二七番地の教授官舎にある彼の住居へ一通の公文書が『配達証明書付き』で送付されてきた。それは、一九三三年四月七日の『官吏法』にもとづき、ラートブルフをバーデンの官職から解任する旨を言いわたすものであった。そこには『ラートブルフの全人格並びにこれまでの政治活動にてらし、彼が今日国民国家のために全面的に働くという保障が与えられない』、という理由が付せられていた。⁽⁷⁶⁾」

学生の自治組織もライヒシャルトゥングを免れえなかった。一九三三年四月二二日の『大学における学生団体の統一に関する法律』⁽⁷⁷⁾は、「ドイツ人の血をもちかつドイツ語を母語とする全学生」を、「国籍にかかわらず学生団体」へと結集、さらに学生団体は「全学生を代表する」「大学の機関」として、「学生が民族・国家・大学に対する義務を履行すべく協力する」ものと定めた。この義務の具体化は、それから一〇カ月後の一九三四年二月七日、『ドイツ学生団体憲章』の制定という形で実現されることになる。「ドイツ学生団体の任務は、大学に課せられた課題に積極的に協力することにより、民族と大学の不可分の結合を保障し、かつ民族に根ざし、心身ともに強健で精神的に有用なアカデミッシュな後継者を育成することにある」——それが憲章の内容であった⁽⁷⁸⁾。ドイツ民族の指導者アドルフ・ヒトラーの出席の下、「国家の祝祭行為」として行われたこの制定式典の中で、ヒトラーに続いて挨拶に立ったライヒ内務大臣フリックは、学生団体および全学生に対し、「民族と学生の分離という不断の危機を克服し、すべての活動を民族とライヒへの奉仕として行うこ

と」を要請⁽⁷⁹⁾。学生団体ライヒ指導者シュテューベルは、これに対し、「(1)ナチズムの根本的態度を無条件に備えた誠実なドイツ的人間の教育、(2)有能な専門的人間の育成」が、「新憲章によりわれわれに立てられた二つの課題である」との宣言で答えた⁽⁸⁰⁾。憲章制定を伝える『ドイツ学生新聞』が率直に指摘したように、これは、ドイツの大学における「自由主義的自治の終焉」を告げるものであり、これ以降、「大学と学生団体は、ドイツのための戦いの前線部隊」として位置づけられたのである⁽⁸¹⁾。

ナチズムへの世界観的同質化は、単に大学の外から強制的に実行されただけではない。ハイデガーの『ドイツ大学の自己主張』は、大学内から大学人自身によって行われた自己同質化の代表的な一つの事例に他ならなかった。一九三三年四月、フライブルク大学総長に就任、その二週間後、ナチスに入党したばかりの彼は、五月二七日行われた総長就任講演の中で、「学問に発し学問を通してドイツ民族の運命の指導者・守護者を教育し育成すること」がドイツ的大学の課題であり、「知識と能力の習得」によって保障されるところの「国防奉仕」を含む「民族共同体への献身」が全ドイツ的学生の課題であると言明⁽⁸²⁾。あまりにも有名なこの「事件」の他にも、たとえば、自らの学問的著作の中に、「われわれが必要とするものは、唯一、政治的ナチス的人間である。フューラーの精神にもとづいて彼らを教育すること、そしてそれによりドイツ指導者国家の土台を構成する分枝たらしめること、それが今日全ドイツの大学教師のもっとも重要な任務である⁽⁸³⁾。ハイル・ヒトラー！」と書いたのは、当時ミュンヘン大学の教授であった国法学者、オットー・ケルロイターであった。教育だけではない。研究活動もまたグライヒシャトルウングを免れうるものではなかった。教育相ルストが、「抽象的知性の支配要求への信仰に基礎をおく学問の古臭い理想といったものは、もはや過去のものとなった。新たな学問は、その尊厳を真理探究の無時間性の中に見いださうとする認識概念から根本的に区別されなければならない。学問の真の自律と自由は、学問が民族の生ける諸力並びにわれわれの歴史的運命の精神的機関たることの内に存する⁽⁸⁴⁾」と宣言したのは、

ハイデルベルク大学五五〇年式典の席においてであった。こうした状況下、ハイデルベルクの国法学者ゲルハルト・アンシュッツが、バーデン教育相に宛て、「国法学者の任務は、学生に対しドイツ国家法の知識を伝授するだけでなく、むしろまた、現行の国家秩序の目的と精神にもとづいて教育することにあります。したがって、ここでは、国家秩序と大学教員との精神的な結合が高い程度において必要とされるのです。私は、今日形成されつつある新たなドイツ国家法との間で、こうした結合を目下のところ見いだしえないということを告白せざるをえません」との書簡を送って自ら教授職を辞する⁽⁸⁵⁾一方で、『ドイツ私法学の現況と課題』と題する著書の中で、「学問は自己目的ではありえず、民族への奉仕者である」と書いたのは、ブレスラウの私法学者、ハインリッヒ・ランゲであった、「ドイツの法律学は、途方もなく重大な任務の前に立たされている。……この中で、ドイツの大学における学問研究に対し特別の課題が課せられるのである。すべての大学研究者は、研究という任務を自己の民族から委ねられ、そのことによって民族に対し重い義務を負わされていくということをし、誇りをもって自覚しなければならぬ。ドイツの法律学は、民族と深く結び合わされ、大学における研究は民族に対する奉仕である⁽⁸⁶⁾。」さらに、本来、政治的イデオロギーからもっとも遠いはずの自然科学の分野においても、「ナチズム国家において極力強調されねばならないことは、科学者にとっても、国民と国家に対する義務が他のすべての義務に優先するということである。科学者も国民と国家の分岐・奉仕者としての自覚をもたねばならない」といった主張⁽⁸⁷⁾がなされるにおよんで、もはや大学もナチスの支配体制の枠外に立ちえない、あるいは立つものでないことは誰の目にも明らかとなった。

(4) 労働奉仕における教育

ナチズムの教育が「子供の時に始まって運動の老戦士となって終わる」生涯教育である限り、青少年に対する教育は、ヒトラーユーゲントあるいは大学を含めた学校教育で終わるものではむろんなかった。さらなる教育が彼らを待ちうけて

いた。ヒトラーによって「ナチズム教育の一つの新たな大学」⁽⁸⁸⁾として位置づけられた「労働奉仕」⁽⁸⁹⁾がその一つであった。一九三五年六月二六日の『ライヒ労働奉仕法』⁽⁹⁰⁾、および翌日の『ライヒ労働奉仕の期間及び動員数に関する命令』⁽⁹¹⁾により、「ドイツ民族に対する名誉ある奉仕である」と規定された労働奉仕は、満一八才から二五才までのすべてのドイツ人青年男女に⁽⁹²⁾対し、年間二〇万人規模で、六カ月間の営舎での奉仕を義務づけるものであった。「民族共同体のために労働を提供すること」⁽⁹⁶⁾を目的に、農地開墾、土地改良、営林作業、農作業、道路建設、堡壘建設等、「ドイツの大地」⁽⁹³⁾に対する肉体労働への従事が、労働奉仕の主たる内容であった。⁽⁹⁷⁾ヒトラーユーゲント奉仕が一八才で終わった後、労働奉仕と国防奉仕がともに一八才から開始される。一八才から始まるこれら二つの奉仕の関係はいかなるものであったのか。ライヒ労働指導者ヒエルルは概略次のようにいう、即ち、「労働奉仕は国防奉仕と共通の思想を遂行するものであり、かつそれを必然的に補うものである。労働奉仕義務の終了した後、軍事的な奉仕義務が登場する。これら二つの学校を卒業してドイツ人は、⁽⁹⁸⁾はじめて国家市民として承認される。民族への名誉奉仕は、武器によるそれに限られない。工具による奉仕もまた存在するのである。戦時において武器をとるだけでなく、平時にあっては工具をとって民族に奉仕しなければならない。」⁽⁹⁹⁾

労働奉仕の目的が、「ライヒの経済再建」⁽⁹⁹⁾、あるいは「ドイツ民族の食糧の保全」⁽¹⁰⁰⁾といった経済的な面にあったことは疑問の余地がない。そして同時に、それが、「戦争に対する準備」⁽¹⁰¹⁾という性格をも合わせもつものであったことは、⁽¹⁰²⁾「戦時における労働奉仕の重要任務は戦争指導のために行われる労働にある」と定めた一九三九年一月二〇日の『労働奉仕の継続に関する命令』⁽¹⁰³⁾からも明らかである。しかしながら、少なくとも開戦前においては、もう一つの、そして理念上より根本的な目的があったことに間違いはない。「肉体労働」を通してのドイツ人青年男女の「ナチス的人間への教育」⁽¹⁰⁴⁾がそれであった。「ライヒ労働奉仕は」と一九三五年六月二六日の法律第一条はいう、「ドイツ人青年をナチズムの精神にもとづき、民族共同体のために、かつ真の労働観念、とりわけ肉体労働に対する正当な尊敬のために教育すべきものとする。」

民族の全体動員を予定する将来の戦争を前にして、労働観念の転換は、ナチスにとって早急に解決を要する問題であったのだ。一九三三年の党大会においてヒエールは語っている、「労働をもっぱら貨幣獲得のための手段とのみ考え、やむをえざる一つの害悪とみる自由主義的労働観念とは異なり、われわれナチス主義者にとって、労働とは生の内容そのものであり、闘争の姉妹である。労働及び生存闘争のない生活といったものは黴臭い病室の中の生活にすぎない。」したがって、労働の価値は、「それが個人にもたらす利益によってではなく、民族共同体にとって有する価値によって評価」されなければならぬ。さらに、とりわけ重要なことは、自由主義の知育偏重がもたらしたところの「肉体労働蔑視」の克服である。「われわれは」とヒエールは続ける、「ドイツ人労働者に彼らがつべき名誉を与えることを欲する。われわれは『労働者』という言葉を通じてのドイツ人にとって名誉ある称号となることを欲する。それ故、全ドイツ人青年は、生涯の一期、肉体労働者として自己の民族のために名誉奉仕を行わねばならない。」労働奉仕義務は、「われわれの民族全体に対し、労働及び労働者に関するナチズムに固有の精神的態度を教育するための不可欠の手段である。」彼はそう結論する。⁽¹⁰⁵⁾

しかし、労働奉仕の掲げる教育目的は、労働観念の転換にとどまるものではなかった。より重要なことは、それが「新たな共同体精神育成」のための場として位置づけられた点にあった。⁽¹⁰⁶⁾労働観念の転換はその一つの契機にすぎなかったのである。一九三五年の党大会、五四〇〇〇人の奉仕団員を前にして、ヒトラーはそのことをはっきりと語っている、「民族を階級分裂から救いだし、統一した有機体へと铸造することがナチス運動のもっとも大胆なプログラムの一つである。すべてのドイツ人がお互いに理解しあい、労働についてのブルジョワ的先入観を払拭するために、あらゆるドイツ人に労働の学校を体験させるといふ理想もまた、われわれナチス主義者にとっては、こうした民族共同体を実現する手段に他ならないのである。生活というものは、必然的にわれわれを多くの集団に分割し、かつまた職業を異にさせる。しかし、民

族の政治的・精神的教育の任務は、この分裂を克服することにある。この課題がまず第一に労働奉仕に割りあてられたのだ。労働奉仕は労働を通してすべてのドイツ人を統合し、一つの共同体を形成する義務を負うものに他ならない。⁽¹⁰⁷⁾

毎年四月一日と一〇月一日に、全国千数百の奉仕部隊に配属される団員を待ちうけていたものは、ライヒ労働奉仕指導者を頂点とするピラミッド型の管理組織と、「綿密に定められた奉仕計画」に従って営まれる営舎での半年間の共同生活であった。⁽¹⁰⁸⁾ 部隊は、奉仕期間中生活を共にする共同体として、労働奉仕における最下級の独立単位であり、団員数は部隊指導者・常勤職員を含め二一四名、これが四個の小隊に分かれ、さらに小隊は一五名からなる三個の分団に分かれる。これが最小単位であった。⁽¹⁰⁹⁾ 分団指導者の指揮の下営まれる営舎での共同生活の日常は次の通りであった。一週間の奉仕時間は、全体で七六時間と定められ、「作業現場での労働奉仕」に三五時間（一日当たり七時間、週五日間）、「屋内奉仕」〔隊旗行進、点呼、洗濯、寢室整備、室内掃除、服装の整備修理〕に一九時間（一日当たり三時間、土曜日は四時間）、「休憩」に五時間（一日当たり一時間）、その他、「早朝スポーツ」「身体訓練」「軍事訓練」「授業」に合計一七時間が割りあてられた。⁽¹¹⁰⁾ このうち世界観教育を目的とする「授業」は、「青年にとって不慣れた戸外労働のもたらす過重負担を考慮し」、時間数こそ多くはなかったものの、様々な奉仕の中でも重要な役割を担うべきものとされ、「血と土から生まれたドイツ史、並びに生成する歴史としての現代政治」を中心に、遺伝学、人種学、ナチス国家の諸原則、ドイツ的人間の根本概念——指導者原則、忠誠、名誉、闘争等——に関する講義が、「素人にも理解しうる」よう、視聴覚教材を利用して行われたという。⁽¹¹¹⁾ 六時の起床に始まるこうした一日の奉仕がすべて終わった後も、完全に自由な時間が与えられたわけではない。それというのも、労働奉仕においては、「自由時間もまた、世界観教育へと定位されねばならなかった」のだから。そのため、二二時の就寝までの間、分団ごと、あるいは部隊全体で、「ナチズムの文化意思の担い手」の育成を目的とした「憩いの夕べ」が、さらに日曜日には、月に二度、「政治教育奉仕（郷土の理解、文化集会への参加、名所旧蹟訪

間等）と身体訓練奉仕（野外競技、スポーツ集会への参加等）を内容とする日曜遠足」が催された。⁽¹¹³⁾

起床から就寝に至るまで、労働を中心とした一日の生活が分刻みのスケジュールで営まれる営舎での半年間の共同生活⁽¹⁴⁾は、いわば、「睡眠だけが私事であり、目覚めているときは、自分がアドルフ・ヒトラーの兵士であることを自覚しなければならぬ」とのナチズムの世界観のもつ全体性の要求の具体化に他ならなかったといえよう。そして、このような生活それ自体が、「人間の社会化」を目的とするナチスにとっては一つの教育的効果をもつものであったのだ。「労働奉仕の教育原理は」と宮田は書いている、「いっさいの個人的生活を意図的に抑圧することの上に構築されていた。なぜなら、精神的集中による『内省』の可能性なしには、青年たちは集団生活からくる多様な影響に対して全面的にさらされたままであるから。それは、青年たちを固有の個性的人格として育成するのではなく、機構全体の『部品』的機能の担い手とする『類型教育』（クリーク）をめざすものに他ならなかった。⁽¹¹⁵⁾」

- (1) Volkischer Beobachter. Vom 3. 5. 1937.
- (2) Zit. bei F. P. Heffter/C. H. Ule/C. Dornedde, Jahrbuch des öffentlichen Rechts. 1935. S. 47.
- (3) M. Domarus, "Hitler. Reden und Proklamationen." S. 506.
- (4) Goebbels-Rede auf dem Berliner Gautag vom 17. 1. 1936——(ed.) P. M. =Benneckenstein, "Dokumente der deutschen Politik." Bd. 4. (1939) S. 9.
- (5) ライヒ文相ルストは、英米向けの宣伝文書として一九三八年に出版された "Germany Speaks" の中で、ナチス以前の教育が不十分な成果しかあげられなかった原因として、肉体的訓練、性格・意思の陶冶を無視した「知育偏重」と、個々人が人種共同体の一員であることを忘れた「个人中心主義」を挙げている。(S. 98 f.)

(6) F. Boepple, "Adolf Hitlers Reden." S. 61.

(7) A. Hitler, "Mein Kampf." S. 452.

(8) A. Hitler, a. a. O., S. 462.

- (9) H. Rauschning, "Gespräche mit Hitler." S. 237.
- (10) A. Hitler, a. a. O., S. 462.
- (11) Hitler-Ausführungen vor den Befehlshabern des Heeres und der Marine vom 3. 2. 1933, Vierteljahrshfte für Zeitschichte. 1954. S. 434 f.; O. Strasser, "Hitler und Ich." (1940) S. 107.
- (12) A. Hitler, a. a. O., S. 474.; "Hans Schemm Spricht." S. 71f, 76.; K. Rüdiger, Wille und Macht. 1936. S. 6.; R. Benze/G. Gräfer, "Erziehungsmächte und Erziehungshoheit im Grossdeutschen Reich." (1940) S. 5 f.
- (13) A. Hitler, a. a. O., S. 508ff.; Hitler-Rede vom 1. 5. 1937, Völkischer Beobachter. Vom 3. 5. 1937.; M. Domarus, a. a. O., S. 762 f.; Hitler-Rede vor der deutschen Presse vom 10. 11. 1938, Vierteljahrshfte für Zeitgeschichte. 1958. S. 189.
- (14) M. Maschmann, "Fazit. Mein Weg in der Hitler Jugend." (1980) S. 170 f.
- (15) H. B. Brauge, "Die Führungsordnung des deutschen Volkes." (1940) S. 64.
- (16) H. Buchheim, "Totalitäre Herrschaft" (1962) S. 17.
- (17) (ed.) Glaser/Silenius, "Jugend im Dritten Reich." (1975) S. 11f.
- (18) K. F. Sturm, "Deutsche Erziehung im Werden." (1938) S. 94.; H. B. Brauge, a. a. O., S. 65.; B. Rust, "Germany Speaks." S. 99.
- (19) Reichsgesetzblatt. 1936. Teil I. S. 999.
- (20) R. Benze, "Erziehung im Grossdeutschen Reich." 3. Aufl. (1943) S. 15.
- (21) 従来の民法典に代わるべく、ローマ人の「市民権」を「人種」により編纂された「Volksgesetzbuch. Grundregeln und Buch I. " (1942) は、'Grundregeln. Erstes Stück. Grundsätze des völkischen Gemeinschaftslebens' 第四、五条として以下の規定を設けている。「四 子供はドイツ民族のもっとも貴重な財産である。青少年の中に党及び国家はドイツ民族の未来を見る。五 両親は自らの子供をナチズム精神にもとづき肉体的にも精神的にも民族に役立ちうるよう教育することを義務づけられている。党及び国家は、教育・陶冶の手段を与えることにより彼らを助けるものとする。」
- (22) K. Larenz, Deutscher Juristentag. 1939. S. 560.

- (23) Beschluß des Amtsgerichts Frankfurt a. M. (64. X. 372/35), Jugend und Recht. 1935. S. 237f.
- (24) Beschluß des Amtsgerichts Berlin=Lichterfelde vom 29.1.1936, Deutsche Rechtspflege. 1936. S. 97 f.
- (25) (ed.) H. Boberach, "Richterbriefe." (1975) S. 48 f.
- (26) (ed.) H. Boberach, a. a. O., S. 49 f.
- (27) (ed.) P. M. =Benneckenstein, "Dokumente der deutschen Politik." Bd. 5. S. 39.
- (28) "Hans Schemm Spricht." S. 219.
- (29) (ed.) P. M. =Benneckenstein, "Dokumente der deutschen Politik." Bd. 3. S. 270.
- (30) この起源と関連し、一九三一年一〇月三〇日、当時、「ナチスドイツ学生連盟全国指導者」であったシーラッハが「ナチス党ラ イヒ青少年指導者」に任命された後も、ヒトラーユーゲントは SA の指揮下におかれ、シーラッハ自身も SA-Gruppenführer の一人として、SA 幕僚長に直属するものとされていた。彼がナチス党のすべての青少年組織の統合と、SA からの独立をなし とげたのは、ようやく一九三二年九月になってからのことであった。(ed.) C. Zentner/F. Bedürftig, "Das Grosse Lexikon des Dritten Reiches." (1985) S. 264.)
- (31) B. von Schirach, "Die Hitler Jugend. Idee und Gestalt." (1934) S. 69.
- (32) 一九三三年六月一七日の『ドイツライヒの青少年指導者の任命に関するアドルフ・ヒトラーの指令』は、次のように定めてい る。『ドイツライヒ青少年指導者』という公式名称をもつライヒ機関が設立される。ナチス党ライヒ青少年指導者バルドゥア・ フォン・シーラッハは、ドイツライヒ青少年指導者に任命される。ドイツライヒ青少年指導者は、全青少年団体並びに成人団体 付属の青少年組織の頂点に立つ。青少年組織の設立は彼の裁可を必要とする。彼の手により設置される諸機関は、従来各青少年 組織の直接的協力の下その任務を遂行してきた国家並びに各地方公共団体の諸委員会の職務を引き継ぐ。』(ed.) P. M. =Benne- ckenstein, "Dokumente der deutschen Politik." Bd. 1. (1935) S. 65 f.)
- (33) A. Klönne, "Jugend im Dritten Reich." (1984) S. 34.
- (34) Reichsgesetzblatt. 1936. Teil I. S. 999.
- (35) Reichsgesetzblatt. 1939. Teil I. S. 710.
- (36) ヒトラーユーゲントへの参加が、「自発的」意思にもとづいて行われることは、ヒトラーユーゲントが第三ライヒにおける唯

一公的な青少年団体としての地位を獲得してからも、少なくとも建前上変わりはなかった。一九三五年五月一二日の演説の中でもシーラッハは次のように語っている。「ナチス国家の理念に喜んで奉仕しようとする者が、ヒトラーユーゲントに参加する。参加は本人の自発的決断に委ねられている。ヒトラーユーゲントに加入しようとする者は、ただそのことにより、フェーラーの事業に協力する意思をもたない人間だという自らの本性を明らかにするということだけである。こうした拒否的態度から彼に対し何らかの不利益が生ずるということはない。本人からみて、彼が被る罰が何かといえ、それは、あらゆるドイツの青少年が体験するところのあの素晴らしい偉大な仲間の連帯に参加しえないということなのである。」(ed.) P. M. = Benneckenstein, "Dokumente der deutschen Politik. "Bd. 3. S. 270.) 一九三六年の『ヒトラーユーゲント法』の制定後も、その間の事情に変わりはなかった。「ライヒ領土内のすべてのドイツ人青少年はヒトラーユーゲントに加入するもの」とするとの規定は、少なくとも文言上、加入を義務づけるものではなかったのだから。

ヒトラーユーゲントへの加入をはじめて義務づけた『第二施行令』は、第九条において、「すべての青少年は、満一〇才をかえる年の三月一五日までに、管轄権をもつヒトラーユーゲント指導者のもとに、ヒトラーユーゲントへの入団申請を行わねばならない。この申請の義務は、青少年の法定代理人が負うものとする」とし、さらに第一二条において、「法定代理人は、本命令第九条の規定に故意に違反した場合、一五〇マルクまでの罰金、または拘留に処す。悪意をもって青少年のヒトラーユーゲントでの奉仕を妨げ、あるいは妨げようとした者は、軽懲役及び罰金、もしくはこれら二つのいずれかの刑に処す。刑事訴追はドイツライヒ青少年指導者の申請にもとづいてのみ行われる」と定めた。

(37) このような「名誉奉仕」が、ドイツ民族以外の青少年によって実行されることはありえない。それ故、『第二施行令』は、第六条で、ドイツ国籍を有しながら「両親もしくは父親がデンマーク民族あるいはポーランド民族に属する場合、監護権を有する者の申請にもとづき、ヒトラーユーゲントへの加入を免除されうる」とし、さらに、ユダヤ人については第七条が、「ヒトラーユーゲントへの加入は禁止される」とした。

(38) Pfundtner/Neubert, "Das Neue Deutsche Reichsrecht." Id-13. S. 2 a (1) neu.

(39) Pfundtner/Neubert, a. a. O., S. 2 a (10) neu.

(40) Völkischer Beobachter. Vom 19. 1. 1937.

(41) Pfundtner/Neubert, a. a. O., S. 2 a (1) neu.; Strafsenat. Urt. vom 18. 1. 1934, Entscheidungen des Reichsgerichts

in Strafsachen. Bd. 68. S. 21.

- ヒトラーユーゲントにおける教育目的について、ヒトラー自身、大戦中、大本営の食卓談話の中で次のように語っている。「青少年の教育手段として学校は十分ではない。なぜなら、それらがめざすものは、まず第一に、授業を通しての青少年の能力の向上なのだから。ヒトラーユーゲントがつけられたのは、そうした不十分さを補うためであった。青少年は青少年により指導されなければならないというのが、そのモットーであった。ここでは性格の陶冶、即ち、仲間の態度、厳格さ、勇気、勇敢、青少年としての指導能力の育成に決定的な価値がおかれることになったのである。」（(ed.) H. Picker, "Hitlers Tischgespräche." S. 366f.）ヒトラーユーゲントでの教育の目的が、肉体と精神の訓練にあったことは、既にユングフォルク入隊後六カ月以内に実施された「ユングフォルク団員テスト」の内容からも明らかである。団員は以下のテストを通過してはじめて正式のメンバーとして認められたという。即ち、一二秒以内での六〇メートル走、二・七五メートルの跳躍、二五メートルのボール投げ、背囊の梱包、一日半にわたる徒歩旅行への参加、ホルスト・ヴェッセルの歌、ヒトラーユーゲント旗歌、及びユングフォルクの剣に刻まれた文言——「ユングフォルクの団員は厳格、寡黙、忠実であれ。ユングフォルクの団員は、互いに仲間であれ。ユングフォルクの団員にとって最高の価値あるものは名誉であるべし」——の暗唱。（H. Boberach, "Jugend unter Hitler." (1982) S. 39f.）

- (42) H. Boberach, a. a. O., S. 55.
 「ナチズムの世界観は今日全ドイツ民族の普遍的共有財となった」との文言ではじまる、ヒトラーユーゲントにおける世界観教育のための公定の『ハンドブック』（(ed.) F. Brennecke, "Handbuch für die Schulungsarbeit in der Hitlerjugend. Vom deutschen Volk und seinem Lebensraum." (1937)）は、以下の項目からなっている。「(1)人間の不平等性 (2)ドイツ人種 (3)人種の形成・遺伝と環境 (4)遺伝学及び人種学 (5)人口政策 (6)人間と大地 (7)ドイツの空間 (8)ドイツ民族の領域 (9)ドイツ文化の領域 (10)ドイツ民族の国家的領土 (11)空間及び人口数 (12)民族の扶養者としての大地 (13)産業の基盤としての大地」

- (43) H. Boberach, a. a. O., S. 39.

- (44) Völkischer Beobachter. Vom 3. 5. 1937.; M. Domarus, a. a. O., S. 690.

- (45) ヒトラーユーゲントの運動が、当時の青少年にどのように受け入れられたか。後にナチスに対し抵抗を企て、大逆罪により死刑を宣告・執行されたシヨル兄妹の姉インゲの戦後の回想録が、その間の事情の一端をわれわれに教えている。「ある日の朝の

こと、私は学校の階段で、同級生の一人がクラスメートに『とうとうヒトラーが政権をとったのよ』と言うのを聞きました。そしてラジオもどの新聞も、『今後ドイツにおいてすべてがより良い方向に進むであろう。ヒトラーがドイツの舵を掌握した』と報道していました。政治がはじめて私たちの生活の中に飛びこんできたのです。ハンスは当時一五才、ゾフィーは一二才でした。祖国とか仲間、民族共同体、郷土愛といった事柄について様々な言葉が私たちの耳に聞こえてきたのです。それらの言葉は私たちを感嘆させ、学校や街頭でそのことについて語られるのを耳にするたびに、聞き耳をたて感激しました。……ヒトラーはこの国を偉大な国家とし、幸福と繁栄をもたらそうと努力を傾けている、すべての人々が仕事とパンを獲得し、祖国において一個の独立・自由・幸福な人間となるまで、彼自身は休み楽しむことがない——そうしたことを至る所で耳にしたのです。私たちはこのことを歓迎し、自分たちでできることを協力したいと考えました。……私たちはヒトラー・ユーンゲントの仲間とともにキャンプにでかけ、新しい郷土、シュヴァーベン・アルプスを歩きまわりました。日が落ちると郷土の夕べが催され、朗読や合唱をしたり、余興や工作をしました。われわれは一つの偉大な事柄に生命を捧げるべきだとの話もありました、私たちはおもいもかけない仕方で見目に相手にされたのです。そのことが私たちを特別におだてあげたのです。一つの大きな組織だった有機体の一員であること、そしてそれは一〇才の少年から大人に至るすべての人々を包み、一人一人の人間を評価している、私たちは心からそのように感じたのです。自分たちは、今、大衆から民族を作り出す一つの運動に参加しているのだと実感されました。』

- (46) "Erziehung und Unterricht in der Höheren Schule. Amtliche Ausgabe des Reichs- und Preussischen Ministeriums für Wissenschaft, Erziehung und Volksbildung." (1938) S. 14.
- (47) (ed.) F. Hiller, "Deutsche Erziehung im neuen Staat." (1936) S. 24 ff.
- (48) H. Schemm —zit. bei E. Nyssen, "Schule im Nationalsozialismus." (1979) S. 83.
- (49) F. Huber, "Allgemeine Unterrichtslehre." (1944) S. 58.
- (50) "Erziehung und Unterricht in der Höheren Schule." S. 18.
- (51) F. Huber, a. a. O.
- (52) Verordnungsblatt des Sächsischen Ministeriums für Volksbildung. 1933. S. 65.
- (53) Badisches Gesetz- und Verordnungs-Blatt. 1934. S. 25.

- (54) Zentralblatt für die gesamte Unterrichts=Verwaltung in Preußen. 1933. S. 233.
- (55) Zentralblatt für die gesamte Unterrichts=Verwaltung in Preußen. 1934. S. 43.
- (56) ライヒ内務大臣フリックが各ラント政府に宛てたこの文書は、各ラント教育相の手をへてようやく直接の教育担当者に対し送付された。たとえばプロイセンでは、「一九三三年八月二六日の命令U I I C 一五六二にもとづき、写しを送付するが故に、その内容を承知し考慮するよう」との教育相シンケルの指示をつけた上、各地方行政長官に送られている。(a. a. O. S. 44.)
- (57) Reichsgesetzblatt. 1934. Teil I. S. 75.
- (58) K. I. Flessau, "Schule der Diktatur." (1977) S. 53.
- (59) "Erziehung und Unterricht in der Volksschule." (1940) S. 6f.
- (60) "Erziehung und Unterricht in der Höheren Schule." S. 9ff.
- (61) "Erziehung und Unterricht in der Volksschule" S. 9.
- (62) Reichsgesetzblatt. 1938. Teil I. S. 799.
- (63) ワイマール時代、教育高権は各ラントに帰属し、その結果、学校制度に関する立法もラントの管轄事項であった。ワイマール憲法第一四五条が、「就学は一般的義務である。その義務は八年以上を有する小学校と、これに続く一八才までの上級学校を終了することによって履行される」と定めていたものの、この原則は就学義務に関する統一的立法を生みだすに至らなかった。たとえば、バイエルンやヴェルテンベルクでは、義務教育期間は七年間、シュレスヴィヒホルシュタインでは九年間とされ、その開始、終了時期、就学義務履行の態様、強制その他個々の規定はまちまちであった。新たな法律は、就学義務の開始を満六才とし、期間を八年間と定めた他、「就学義務の履行」「就学義務の免除」「強制」等につき統一的規定をおいた。(Pfundtner/Neubert, "Das Neue Deutsche Reichsrecht." Id-18. S. 1 (neu).)
- (64) 「民族の指導者アドルフ・ヒトラーに対する感謝を文書によって表明しよう」とのシエムの提案にもとづき、四四団体が署名したこの『協定』の内容は以下の通りである。「(1)それぞれの責任者が署名捺印した各団体は、権利能力ある法人として全ドイツ教員組織に団体加盟する。(2)各団体は、ドイツ教育者団体のすべての構成員に対し友好的に協力する。(3)……(4)各団体の責任者は、ナチス教員連盟に個人会員として加入する。(5)詳しい経済上組織上の処置は後の規則制定に委ねられる。……」アイラーズは、この協定を、グライヒシャルトゥングを合法的に進めるためのナチス一流の「欺瞞的戦略」であったとし、四四の団体が『ドイツ

教育者共同体』に加盟したことにより、少なくともこの段階でのナチスの意図は十分に達せられたという。即ち、「今後のグライヒシャルトゥングの経過にとって決定的であったことは、将来の組織、とりわけナチス教員連盟との関係が何ら定められなかった点にある。その性質上からすれば、ドイツ教育者共同体は、一つの上部組織にすぎなかった。それというのも、それぞれの団体はあくまで団体としてそれに加盟したのだから。各団体の責任者は、彼らの加盟により、そしてドイツ教育者共同体の構成員となったことにより、その存続が保障されうるものと信じ、かつナチス教員連盟を彼らと同じ加盟団体の一つであると考えた。それに対し、シエムはナチス教員連盟とドイツ教育者共同体を同一視し、ドイツ教育者共同体の指導者として、個々の団体に命令を下す権限を手にいれたと信じたのである。……六月のはじめには、ナチス教員連盟がマグデブルク（それは教員団体のポツダムに他ならなかった）の勝利者であることが明らかとなった。」(R. Eilers, "Die Nationalsozialistische Schulpolitik." (1963) S. 78 f.)

(65) Zit. bei (ed.) M. Heinemann, "Erziehung und Schulung im Dritten Reich. Teil II." (1980) S. 236. A. 7.

ドイツ教員連盟の地方組織の一つであったバーデン教員連盟は、既に一九三三年三月一五日、以下の声明を発表し、ナチスへのグライヒシャルトゥングを宣言していた。「一九三三年一月三〇日、ライヒ大統領閣下により任命された国民的建設の政府は、三月五日の選挙により承認されるにいたった。新たな運動の目的は、それが今日までに確認されえた限り、その大部分がバーデン教員連盟・ドイツ教員連盟のそれと合致するものであることは先年来既に明白である。われわれもまた、……民族の全児童に共通の学校と、民族の精神にもとづく教育を要求するものである。即ち、民族共同体への帰属意識を形成し、かつ民族共同体へ奉仕すべく児童を育成することがそれである。ライヒと民族の統一、学校制度の統一的形成、統一的教員養成は長年にわたるわれわれの根本的要求であった。バーデン教員連盟は、新構成に対し、精神的な協力の準備をととのえ、かつ全メンバーに対し、ドイツ民族の精神にもとづく教育の実施に全力を尽くす覚悟を求めるものである。『われわれは生けるドイツ民族共同体に奉仕する。』」(Erklärung des BADISCHEN LEHRERVEREINS 15. März—(ed.) H. Kanz, "Der Nationalsozialismus als pädagogisches Problem." (1984) S. 71.)

(66) Allgemeine Deutsche Lehrerzeitung. 1933. S. 399 ff.

(67) キュッペルスは、教員団体のこうした素早い追従の原因を、「ナチズムへの信仰告白」ではなく、「ワイマール共和国時代における諸勢力の陰鬱な対立の経験」に求め、各教員団体の行動の解釈の出発点を、「ワイマール共和国の政治的対立を克服し、共通性を獲得しようとする努力」に求めるべきとする。(ed.) M. Heinemann, "Erziehung und Schulung im Dritten Reich.

Teil II. " S. 236.)

- (89) R. Eilers, a. a. 0., S. 83 f, 128.
- (69) Reichsgesetzblatt. 1933. Teil I. S. 175.
- (70) Reichsgesetzblatt. 1933. Teil I. S. 245.
- (71) R. Eilers, a. a. 0., S. 68 f.
- (72) Zentralblatt für die gesamte Unterrichts=Verwaltung in Preußen. 1934. S. 43.
- (73) Reichsgesetzblatt. 1937. Teil I. S. 39.
- (74) 「ナチズムの精神にもとづく教育」が全教員に対し義務づけられたにもかかわらず、その具体的な内容については、『校則に関する中心思想』も『法律』も何も語っていない。こうした具体性の欠如は、シエムが民族共同体の中のあるべき教師像を次のように描きだしたときにも変わりなかった。「教育者は民族主義的でなければならぬ。教育を行う合理的な尺度は、われわれがそのために活動すべき民族の理念に求めねばならない。あらゆる教育活動は、民族の生存への奉仕という目的に定位しなければならない。教師は、単なる教育者であるにとどまらず、共同体の運命とともに担うものでなければならぬ。」かかる抽象性は、義務の具体的な確定が不可能であったというよりも、あえて彼らはそうした道を選ばなかったと考えるべきであろう。それというのも、彼らは、具体的な義務の確定ではなく、規範の抽象性がナチズムのもつ「全体性」の要求を実現する上できわめて有効な方法であることを十分承知していたのだから。「ジュリアスシーザーは禁書でしたか」とのアメリカーナジャーナリスト、マイヤー

の質問に答えたかつての実科学校教師ヒルデブラントの体験談は、全体的支配の方法と本質を物語る恰好の例となっている。「私の記憶では禁止されていませんでした。しかし、禁書かどうかの問題ではなかったのです。何事によらず、特別の規制があったわけではありません。選択は『ドイツ的精神』の枠内であれば、教師の裁量にまかせられていたのです。必要なことはそれだけでした。教師は慎重でなければならなかったにすぎません。もしある本に対し誰かが異議を唱えるような心配が少しでもあれば、それを使用しないことが賢明だったということですが、許可書籍と禁止書籍のきっちりとしたリストがあるよりも、こちらの方がはるかに強い形の脅迫となりました。支配者の観点からすれば、このやり方は驚くほど巧妙でかつ効果的だったのです。教師は選択しなければならず、かつその責任を引き受けなければなりません。このことが教師をなおさら用心深くさせたのです。」(M. Mayer, "They thought they were free." (1955) S. 193f. [田中他訳『彼らは自由だと思っていた』])

こうした事情は、一九三八年以降次々と制定された各学校の教授指針についても大きな違いはなかった。たとえば高等学校の教授指針は全体で二五〇頁をこえる大部のものであったが、それによって明確な授業のマニュアルが各教科に与えられたというわけではなかった。「ドイツ語」の項目についてみれば、ここでは授業の目的と方針が次のように定められている、「今日の教育全体は、民族の精神的統一、及び外国に対する自己主張への意思によって担われなければならないが故に、ドイツ語の授業においても、われわれの青少年をドイツ人たる自覚をもち、強い信念のもと旺盛な闘争心を抱いた行動力ある人間へと育成することが重要となる。それ故、課題は青少年の中に民族の創造的力への信念を目覚めさせ、われわれの詩人や思想家の創造的戦いにたえず共に参加しているという感情を生みだすことにある。瞑想的な人間ではなく、行動的人間が目的なのだ。したがって、ドイツ語授業は、大胆さや死を厭わぬ勇氣といったドイツ的人間の本質的かつ価値ある素質全体を発展させ、それとともに自らの民族のもつ価値の無知に由来する自己放棄や外国かぶれといったわれわれの国民的特性の中に潜む危険な因子や障害を取り除かなければならない。」(“Erziehung und Unterricht in der Höheren Schule.” S. 35.) この授業目的実現のため、指針が挙げる教材選択の基準は以下の通りである、「もちろん新しいドイツの精神的方向を示し、新しい世界観を与えるにふさわしく、かつまたそのもつとも内奥の意思の凡例となるべき教材が選ばなければならない。その際、文学に対して求められるべきは、個人の感情の表白ではなく、運命と生において、ナチズムの精神的態度の模範たることである。われわれはただ強靱なもののみを教育的に価値あるものと認めるのであり、したがって人を柔弱にし、あるいは行動力を萎えさせるようなものはすべて避けられなければならない。決定的なことは、授業は全学年にわたり、『生ける有機体としての民族』という概念から出発しなければならないという原則である。それ故、教材選択の観点は、民族の本質、民族の生存法則に求められなければならない。教材の選択をこのように行うことは、ドイツ民族の精神史との一致を困難なく実現するであろう。」(a. a. o., S. 49f.) 教材選択の手引につづいて、学習の具体的項目が列举されている。たとえば「(2)運命及び闘争共同体としての民族」と題された項目には以下の事柄が羅列されていた、「生活空間をめぐる闘争。軍人精神(陸軍、海軍、空軍)、英雄精神、戦争文学、伝説的形象及び道德的精華としての世界大戦の前線兵士。世界大戦における女性。ナチズムの闘争共同体、植民、指導者体制、同志愛。国境地域及び外国におけるドイツ民族の戦い。植民地。」(a. a. o., S. 52.) ヒルデブラントは、マイヤーの質問に対して、「指示はこれだけでした」と答えている、「もちろん、これらの項目はすべて詳しく解説されるはずだったのでしようが、ナチス教員連盟の出版物や集会において、詳しい説明がおこなわれたことはありませんでした。きわめていい加減で曖昧でした。これらの項目のもとでは、

ほとんどあらゆることを教えることができたでしょう——おそらく『西部戦線異常なし』を除いては。」(M. Mayer, a. a. O., S. 196.)

- (75) C. v. Ferber, "Entwicklung des deutschen Universitäten und Hochschulen." (1956) S. 145 f.
- (76) G. Radbruch, "Rechtsphilosophie." 4. Aufl. (1973) S. 57 f. [田中訳『法哲学』]
- (77) Reichsgesetzblatt. 1933. Teil I. S. 215.
- (78) Der deutsche Student. Märzhaft 1934. S. 169f.
- (79) A. a. O., S. 165.
- (80) A. a. O., S. 168.
- (81) A. a. O., S. 159.

一九三七年九月九日に制定された『学生教育のための十戒』の中に、ナチスの学生教育の目標が明確に語られている。「(1)ドイツ学生諸君、必要なことは汝が生きるのではなく、汝が汝の民族に対し汝の義務を果たすということである。(2)ドイツ人にとっての至高の掟、尊厳は名誉である。侵害された名誉はただ血をもってのみ贖われうる。汝の名誉は、汝の民族、及び汝自身への忠誠である。……(4)放恣は自由ではない。命ずることよりも、奉仕することの中により大きな自由がある。汝の信念、熱狂、闘争精神に、ドイツの未来はかかっている。……(8)秩序の中で生きることがを学べ。躰と訓練があらゆる共同体の不可欠の基礎であり、また一切の教育の始まりである。」(H. J. Gamm, "Führung und Verführung." (1964) S. 153.)

- (82) M. Heidegger, "Die Selbstbehauptung der deutschen Universität." (1983) S. 10, 15.
- (83) O. Koellreuter, "Der deutsche Führerstaat." (1934) S. 26.
- (84) (ed.) P. M. = Benneckenstein, "Dokumente der deutschen Politik." Bd. 4. S. 317.
- (85) Zit. beil. Staff, "Justiz im Dritten Reich." (1978) S. 147.
- (86) H. Lange, "Lage und Aufgabe der deutsche Privatrechtswissenschaft." (1937) S. 17, 25, 27.
- (87) J. Stark, "Nationalsozialismus und Wissenschaft." (1934) S. 10.
- (88) Völkischer Beobachter. Vom 11. 9. 1936.
- (89) 「労働奉仕」の観念はナチスの創造ではない。それは一九一六—一七年の「祖国救済奉仕」にまで遡りうるとされる。当初、

公的援助なしに青年の自発的参加により生みだされた労働奉仕に、公的関心が向けられるきっかけとなったのが一九三〇/三一年の社会的危機であった。その際、関心の中心が失業者救済にあったことはいうまでもない。労働奉仕に対しはじめて国家的承認と援助を与えた一九三一年六月五日の『経済及び財政保護のための第二大統領令』(Reichsgesetzblatt. 1931. Teil I. S. 279.)は、第三部「失業者救済」第一章「失業者保護並びに緊急扶助」の中で、『労働の幹旋及び失業者援助に関する法律』に、新たに第一三九 a 条を追加し、「ライヒ機関は、自発的労働奉仕を援助する義務を負う。そのためライヒ機関は、失業者援助及び緊急扶助の手段を投入することを許される」との定めをおいた。ところが翌一九三二年七月一六日の『自発的労働奉仕に関する命令』(Reichsgesetzblatt. 1932. Teil I. S. 352.) は、一転、労働奉仕の教育的側面を前面に押し出すことになる、即ち、「自発的労働奉仕は、ドイツ青年に対し公共の利益のため、共同の奉仕において、自発的に厳格な労働を行い、かつ同時に肉体的精神的道徳的に自ら鍛練する機会を提供するものである。」ナチスの政権掌握後、一連のグライヒシャルトウングの過程の途上、それまでの多様な組織が「ナチス労働奉仕」に統合化されてゆく中で、ヒトラーは、ナチス労働奉仕指導者ヒエルルを、「ライヒ労働奉仕のためのフューラーの全権受任者」とし、ライヒ労働省次官に任命。一九三四年七月三日の『自発的労働奉仕に関する第二命令』(Reichsgesetzblatt. 1934. Teil I. S. 581.) は、「自発的労働奉仕の指導のため、大統領はライヒ政府の提案にもとづきライヒ全権委員を任命する。これはライヒ内務大臣に直属する」と定め、ヒエルルをライヒ全権委員に任命。十一月二九日の『第三命令』(Reichsgesetzblatt. 1934. Teil I. S. 1200.) は、「労働奉仕及び労働営舎の称号は、自発的労働奉仕のためのライヒ全権委員兼ナチス労働奉仕ライヒ指導者に直属する組織のみ留保される」とし、さらに十二月一三日の『自発的労働奉仕に関する法律』(Reichsgesetzblatt. 1934. Teil I. S. 1235.) は、「自発的労働奉仕の団員は、公法上の懲戒権に服する」と定めることにより、ナチス労働奉仕指導者ヒエルルによる労働奉仕の全国統一化と国家制度への昇格、労働奉仕義務の法制化の準備が整えられ、やがて、一九三五年六月二六日の『ライヒ労働奉仕法』の制定を迎えることになったのである。(E. R. Huber, "Verfassungsrecht des Großdeutschen Reiches." S. 424 f.; W. Weber, "Die Dienst- und Leistungspflichten der Deutschen." (1943) S. 21.; (ed.) C. Zentner/F. Bedürftig, "Das Grosse Lexikon des Dritten Reiches." S. 472. 参照。)

(90) Reichsgesetzblatt. 1935. Teil I. S. 769.

(91) Reichsgesetzblatt. 1935. Teil I. S. 772.

(92) ただし、一九三五年六月二七日の『第一施行令』(Reichsgesetzblatt. 1935. Teil I. S. 772.) は、労働奉仕への「自発的参加

は満一七才から可能」とする。

- (93) 労働奉仕への参加を「許された」のは当然「ドイツ人」のみであった。『労働奉仕法』は、第七条においての次のように規定する、「(1)非アーリア人である者、並びに非アーリア人と結婚した者は、ライヒ労働奉仕への参加を許されない。(2)国防法第一五条二項により国防奉仕への参加資格ありと宣告された非アーリア人は、ライヒ労働奉仕への参加を認められうる。ただし、ライヒ労働奉仕において上官たるをえない。」

- (94) 女性の参加に関し、『第一施行令』(Reichsgesetzblatt. 1935. Teil I. S. 772.)が、「ライヒ労働指導者は、自発的労働奉仕に代わって女性の労働奉仕義務の準備に必要な処置をとるものとする」と規定したものの、その後も参加は自発的意思に委ねられ、法的な義務づけが実行に移されるのは、ようやく一九三九年九月四日、『女性に対する労働奉仕義務実施に関する命令』(Reichsgesetzblatt. 1939. Teil. I. S. 747.)が、ライヒ労働指導者に、「一七才から二五才までの未婚女性に対する労働奉仕義務の実施」を授權してからであった。

- (95) Reichsgesetzblatt. 1935. Teil I. S. 772. その後の変化、及び女性の参加人数に関しては、Reichsgesetzblatt. 1936. Teil I. S. 747., 1937. Teil I. S. 1298., 1938. Teil I. S. 1157., 1939. Teil I. S. 1693. 参照。

- (96) Pfundner/Neubert, "Das Neue Deutsche Reichsrecht." IVf-3. S. 3(neu).

- (97) Pfundner/Neubert, a. a. 0., S. 4 (neu.); W. Weber, a. a. 0., S. 22.

- (98) (ed.) P. M. =Benneckenstein, "Dokumente der deutschen Politik." Bd. 1. [S. 248 ff, 256 ff.; K. Hiel, "Arbeitsdienst ist Dienst am Volke." (1934) S. 7f.

- (99) Pfundner/Neubert, a. a. 0., S. 3 (neu).

- (100) K. Hiel, "Arbeitsdienst." S. 1. [稲葉訳『労働奉仕』新独逸国家大系第一一巻]

- (101) C. Zentner/F. Bedürftig, a. a. 0., S. 473.

- (102) 労働奉仕が「戦争準備」の性格をもつのは、それが将来の戦争遂行に必要な食糧の生産、道路建設、堡壘建設等に向けられたというだけでなく、その他、営舎での長期にわたる肉体労働を中心とした共同生活そのものが、一種の軍事訓練と将来の国防奉仕のための準備教育の意味をもつからでもあった。ヒエールが、当初から、労働奉仕義務をヴェルサイユ条約で禁止された兵役義務に代わるものと考えていたことは、「労働奉仕義務は、一般的兵役義務の復活を準備し、そのいっそう速やかな実施

を容認して「ヤバウ・アム・ゲ」(Zit. bei R. Lingelbach, "Erziehung und Erziehungstheorie im nationalsozialistische Deutschland." (1970) S. 133.) の一九三一年のナチス指導者に対する秘密演説の文言からも明らかであった。

- (103) Reichsgesetzblatt. 1939. Teil I. S. 2465.
- (104) K. Hierl, a. a. 0., S. 1, 3.; Pfundner/Neubert, a. a. 0., S. 1(neu).; W. Weber, a. a. 0., S. 22.
- (105) (ed.) P. M.=Benneckenstein, a. a. 0., S. 256 ff.
- (106) Hitler-Rede vom 10. 9. 1936, Völkischer Beobachter. Vom 11. 9. 1936.
- (107) "Die Reden Hitlers am Parteitag der Freiheit 1935." S. 43.
- (108) K. Hierl, a. a. 0., S. 7.
- (109) K. Hierl, a. a. 0.
- (110) K. Hierl, a. a. 0. [稲葉訳「三三頁以下」]
- (111) H. Stellrecht, "Der Deutsche Arbeitsdienst." (1933) S. 13 ff.; H. Kretschmann, —(ed.) F. Hiller, "Deutsche Erziehung im neuen Staat." (1936) S. 144.
- (112) H. Kretschmann, —(ed.) R. Benze/G. Gräfer, "Erziehungsmächte und Erziehungshoheit im Großdeutsche Reich." (1940) S. 126.
- (113) K. Hierl, a. a. 0., S. 7
- (114) リンゲルバッハの紹介する火曜日の「奉仕プラン」は以下の通りである。
 - 6. 00 起床
 - 6. 05—6. 15 早朝スポーツ
 - 6. 20—7. 15 洗面、寝台整理、朝食
 - 7. 15 集合
 - 7. 20 隊旗行進
 - 7. 30 労働へ出発
 - 7. 45—10. 00 労働奉仕

- 10.00—10.30 小昼
10.30—14.00 労働奉仕
14.00—14.15 営舎への帰還
14.30—15.00 昼食
15.00—15.10 政治的新聞の閲覧
15.30—17.00 身体訓練（体操、ハンドボール、フットボール）
17.10—18.00 国政に関する授業（テーマ：アドルフ・ヒトラーと彼の忠実な部下）
18.00—18.45 点呼
18.55 集合
19.00 命令伝達
19.15—19.45 夕食
19.45—20.15 清掃と修繕
20.15—21.45 憩いの夕べ
22.00 消灯ラップ—消灯 (R. Lingelbach, a. a. o., S. 137f.)
- (115) 宮田光雄『思想』六八五号（一九八一年七月）八七頁